

令和3年第8回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和3年12月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 3 年 12 月 14 日 午 前 9 時 00 分 令 和 3 年 12 月 14 日 午 後 2 時 32 分				議 長 西 原 好 文
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○
健康福祉課長	坂 元 弘 睦	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年12月14日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (令 和 3 年 12 月 定 例 会)

氏 名	件 名 (要 旨)
石 津 圭 太	1. スポーツ推進条例について 2. 江北小学校のバックネットについて
江 頭 義 彦	1. 駅の駐輪場の環境整備について 2. 外灯を県道江北芦刈線まで延長してほしい

日程第2 議案第44号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第3 議案第45号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第46号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第47号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定について

日程第6 議案第48号 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び同組合理約の変更について

日程第7 議案第49号 令和3年度江北町一般会計補正予算(第11号)

日程第8 議案第50号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補
正予算(第2号)

日程第9 議案第51号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第52号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第53号 令和3年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第8回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

1番石津圭太君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○石津圭太議員

おはようございます。1番石津圭太です。よろしく申し上げます。通告書に従い、質問させていただきます。

今回、スポーツ推進条例についてと江北小学校のバックネットについて、2点質問をさせていただきます。2点とも再質問になりますので、よろしく申し上げます。

まず、1番のスポーツ推進条例についての質問になります。

これについては、6月の一般質問でスポーツ推進条例の提案をしました。そのとき、自分的には大変前向きな答弁があり、今日まで進めてまいりました。しかし、担当課に何度か足を運び、話をさせていただきましたが、なかなか話が進まないのが現状であります。担当課長より一緒に研究をしていきたいとの答弁があったものの、こちらとの熱量、温度差を感じ、この場で再度質問をし、本当に町として必要と考えているのか、聞きたいと思います。

自分も軽い気持ちで提案したわけではなく、町制70周年に向け、また、その先の佐賀県で開催される国民スポーツ大会に向けて、町民の機運を高めるためにもぜひ必要だと考えて提案をしました。自分が調べたところ、佐賀県にはまだスポーツ推進条例を制定している市町はなく、県もまだないというのが現状だったと認識しています。県やほかの市町がしてからではなく、江北町が一番先に制定するということにも自分は意味があると思っております。

先日、議員例会のときに見せていただいた「江北発。」というポスター、自分はすごく胸に刺さりました。これから佐賀県を江北町が先頭に立って引っ張っていくんだという熱い言葉だなと自分は理解をしております。制定に向けて一緒に頑張りましょうというような答弁を期待しておりますので、課長、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

おはようございます。それでは、石津議員の御質問にお答えいたします。

6月議会のほうに一般質問でスポーツ推進条例の制定ということで質問をいただいております。そのときに、私のほうも一緒に勉強させていただきたいという意味合いで、一緒に研究いたしましよというお答えを出したところではあります。

このスポーツ推進条例につきましては、議員提案がされるというふうなお話も聞いてはおりますので、これはすごくいいことだと正直思っているところであります。特に、今の時代に合った、そして、江北町にふさわしい条例となるように、もう一度、教育委員会としても議員と一緒に勉強をさせていただきたいし、取組をさせていただきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、佐賀県ではスポーツ推進条例を制定した市や町、あるいは県はなく、江北町が一番で提案できればいいなというふうに思っておるところであります。来年は町制70周年の記念の年でもありますので、いま一度、一緒に研究をしていきたいと。そして、教育委員会としても協力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

では、スポーツ推進条例、また、文化も含めて再度検討をして、江北町発、江北町から発信するという形で、来年中にでも議員提案で進めていきたいと自分は思っております。よろしくをお願いします。

1番については以上です。

○西原好文議長

次、行ってください。石津君。

○石津圭太議員

2つ目の質問になります。

江北小学校のバックネットの改修についての質問をしたいと思います。

2年前に小学校のバックネットの改修について質問をいたしました。当時、バックネット

の傷んでいる箇所については早急に対応をしていただいた経緯がございますが、建て替えについては、そのとき、老朽化が進み、耐久年数も経過しているので、順序を追って検討することでした。

2年が経過し、耐久年数も過ぎ、年々危険性は増すばかりだと思いますが、現在の考えと、当時、改修工事の問題点の一つとして言われていたバックネットの管理の所在が不明とのことでしたが、それは判明したのか、この2点をお聞きしたいと思います。

2年前に質問したときは、自分も初めての一般質問でもあり、検討しますという答弁に喜んで質問を終わった記憶があります。今考えてみれば、検討しますというぎ、一番簡単でやふやかな答弁やったんだなと自分は思います。この質問に対しても、はっきりと明確に答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、石津議員の御質問にお答えいたします。

2年前に御質問を受け、教育委員会では専門業者によるネット張り替えの費用の見積り、それから、支柱の点検を依頼しておりました。そのときには、支柱については現時点では危険性がないということでありましたので、ネットの改修を検討していたところでありました。しかしながら、ネットの破損状況が部分的であったものですから、職員による補修を行ったところでありました。その際、関係者の了承をいただき、当面の危険性はそのときには回避できたというふうに思っておるところであります。

今年度、改めて業者に支柱の確認をしていただきました。今すぐ倒壊のおそれはないというものの、将来的には建て替えが必要ではないかということをお勧めされております。

それから、設置者につきましては今のところまだ判明はいたしておりません。設置については、いろいろ調査していった結果、昭和59年頃に建てられたのではないかとこのところまでは行き着きましたが、誰が設置したというのがはっきり判明はしておりません。

ただ、このバックネットにつきましては小学校の敷地内にあるものですから、安全管理については教育委員会で行い、定期的な点検と必要に応じた補修、改修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

現時点では危険性がないというのは、将来的には建て替えというのはいつのことを言われているのか。例えば、耐用年数というんですかね、耐久年数、どちらも過ぎているという状態で、将来的にはというと、事故が起こってからなのか、例えば、支柱が壊れてからということなのか。例で挙げれば、ネイブルのバスケットゴールについては、ちょっと破損をして、危険性を回避するために替えた経緯があるんじゃないですかね。多分、バスケットゴールよりバックネットのほうが長く使われているのではないかと私は思いますけど、時期についてどういった考えなのか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、石津議員の御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

将来的にというふうな文言を使いました。ただ、教育委員会のほうとしても定期的な点検を行いたいというふうに考えておりますので、当然、事故未然防止のために、倒壊のおそれがあるということがあれば、即座に当初予算、あるいは補正予算に計上してでも建て替えをやっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

だから、今言ったように、バスケットゴールに関しては物すごく先手先手で、破損をしたから、事故が起こる可能性があるから替えたわけですね。どうですか、違いますか。ですよ。じゃ、バスケットゴールよりも、多分、年数的にはバックネットのほうが古いんじゃないかなと思うし、使用頻度についても違ってくるとは思いますけど、危険性が高いもののほうが後回しにされているというのは、バスケットゴールを替えたことを否定しているわけではなくて、危険性が高いものを後回しにしているというのはどうかと思いますけど、その点どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、再質問にお答えいたしたいというふうに思います。

ネイブルのバスケットボードの交換であります。

リングの根っこのほうがひびが入っていたというふうに記憶をしております。子供たちが収納するときに壁に当たったりとかということがございました。それが原因かどうかというのは私どもも把握はしておりませんが、確かにひびが入っていたという状況ではあります。確かに使用年数は少年野球のバックネットのほうが長いというふうに思います。しかしながら、今年度、業者に見ていただいたところ、倒壊のおそれがないというふうなことでありますので、今回そういったことで教育委員会としては判断をしておるところでございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

すみません、バスケットゴールに関しては、業者さんか何かを入れて見てもらった結果、倒壊のおそれがあり、早急な対応が必要であるという判断だったということでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

バスケットボードにつきましては、当然、費用を算出するために業者の見積りをいただいたという経緯はあると思います。ただ、リングの傾きなどによって競技ができないということも考えられますので、そういったところで恐らくボードの取替えを行ったというふうに認識をしております。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

何かあまり分からないというか、納得できない答弁だったんですけども、実際、2年前に、前課長だったんですけど、そのときにも自分は町民の方の要望としてバックネットの改修ということで何度か足を運ばせてもらいました。それで、当初予算に上げてくださいますと何

度か行きましたけど、あやふやな答弁でそのまま流れていたもので、所有者というか、管理者さえもまだ分かっていない状況のものを触れないとかいう回答もあったんですよね。実際、今もバックネットに関しては、所有者というか、管理者も分からないような状況で、そのまま放置をされているということで、非常に自分としては何か納得いかんなと思ひ、この質問をしたんですけど、前課長とはお話をされたり、当初予算にという要望があったというのは耳に入っておられるんですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、御質問にお答えいたします。

今回、バックネットの安全管理については教育委員会で行うというふうなことをお答えしたところであります。教育委員会では定期的に点検を行うというふうなことをしておりますけれども、この件に関して、使用団体の方々に教育委員会が管理するということをお伝えしたいというふうに考えておりますので、その使用団体の方にお伝えをし、お話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。

前任の課長より、当初予算に計上しなければならないというか、予算計上をなさいたいというのは今のところは話を聞いておりません。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

ということは、前課長のことを出すのはどうかと思うんですけど、結局、定年前で、だから過ごせばその問題は終わり。それが終わったら、次の課長にも何の引継ぎもできていないということですよ。また役場内で働きながら、やり取りをする時間というのは確実にあると思うわけですよ。そこで、以前からの問題を後回しにされているというのがちょっと自分には納得いかないということなんですけど、2年前に質問をして、現状ははっきり言って何も進んどらんということですよ。それは担当課として結局引継ぎがちゃんとできていないということなのかなと思うし、今の答弁では納得いかないんですよ。どういった対応をしていくのか、もう一度はっきりと聞きたいんですけど。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

石津議員の御質問にお答えをしたいと思います。

2年前に御指摘いただいた当時と状況が全然変わっていないんじゃないかという対応、あるいは引継ぎの御指摘もいただきました。ただ、改めて設置者、造った人が誰なのかというあたりは、小学校の沿革史もひもといてみました。昭和58年当時に写真の記録がございましたけれども、どなたが製作に関わられたのかまではよく分かりませんでした。ただ、課長も答弁で申しましたように、設置が江北小学校の中にあるわけですから、当然その施設、工作物については教育委員会が安全・安心をきちっと確保していく必要があるだろうと思っております。

今日はネイブルのバスケットボードの問題も御指摘をいただきましたけれども、教育委員会が抱える施設も非常にたくさんあります。老朽化も、昭和40年代とか、あるいは昭和50年代ということで、本当に緊急に建て直しをしないといけないなというような気持ちはございますけれども、やはりバックネットの支柱については業者さんから今すぐ倒壊のおそれはないということをいただきましたので、このような対応をしておりました。決して緩んで後回しにしているつもりはございません。いろんな施設の中で、緊急を要するもの、これについてしっかり対応していきたいと考えておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

正直、自分たちは後回しにされていると言ったんですけど、言うちゃいかんばってん、4年しかなかとですよ、任期として。それで、この2年間というのが物すごい重い2年間なんです。もう3年過ぎたけん、あと1年しかなかとですよ。この中で質問したことを実現していくためには、あと1年しかなかとですよ。でも、すみませんけど、課長とかは来年もああですね、再来年もああですね。そこの違いだと思っんです。熱量の違いというか、自分はもう後のなかとですよ、ここでしか。はっきり言って、皆さん多分一緒だと思う。そこを理解していただきたいなと。苦口を言いよるとかも分かんですけどね。だから、早急に

していただきたいと何度も足を運ぶわけですよね。でも、あやふやな答えで、検討しますとか、時期を見てとかいうことを言われれば、今となっては納得がいかんというのが自分の思いであります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。先ほど来、教育委員会の答弁を聞いておりましたけれども、いずれの1問目も2問目も、今回初めて御質問いただいた件ではなく、それこそ2年前とか1年前とかいうことの上での今回の御質問なわけですよね。

それで、先ほどのバックネットの件なんですけど、物事はやっぱりシンプルに考えないといけないなというふうに思います。恐らく石津議員の問題意識は、今こうやって、課外活動とはいえ、実際に子供たちが利用している小学校に設置してあるバックネットが老朽化が進んでいると。このまま使い続けていたら事故が起こりかねないのではないかと。だから、このままではなく、例えば、やり替えるとか、いろんな対策を取る必要があるんじゃないかというもともとの問題意識だったと思いますし、今、小学校にあるものですから、一見、学校施設の一部のように見えるし、恐らくほとんどの方は疑うことなくそう思っておられるから、それであるなら、これは教育委員会として危ないと思っているのかどうなのか。思っているんだったら、町の施設であるならば当然対応をせんといかんのじゃないかという御質問が2年前だったんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、教育委員会からは誰が造ったか分からないというようなことなので、まずそれを調べないというようにものでありますし、一方で、誰が造ったかは分からないけれども、緊急的にといいましょうか、手縫いというんですかね、ネットの補修はしましたということだと思えます。そのときに、とにかく管理の所在は確認をしてもらいたいというようなことだったと思いますし、先ほどネイブルのお話をされましたけど、ネイブルの中の施設はまごうことなき町の施設なものですから、当然、管理者として修繕ばせんばいかんし、優先順位とか緊急度の判断は教育委員会がするんだろうと思いますけれども、そういうことだと思えますよね。

やはり2年たってもなお、結局どうやって設置されたか分からないというのであれば、またこうやって御質問をいただく前に、最終的に分からなかったと、その上で、あそこのポー

ルをどうするかということはやはり判断が要るんだろうと思いますし、恐らく今回の質問を受けてだと思いますけど、実はさっき教育委員会なりに判断をしたんだろうなと思ったのは、誰が造ったかは分からんばってん、学校にある以上、今からは教育委員会として管理をしていきますということを多分今答弁したのかなというふうに思いますし、その上で、現在の危険度といいましょうか、老朽化の進み具合というのは、ほかのいろんな設備と比べてみて、点検してもらったけれども、すぐにじゃないというようなことを多分今教育委員会は言ったのかなと思います。要は町で管理していかんばいかんもののリストには入れましたよという意味かなと。ただ、入れたことイコールすぐやるということではないですということを多分教育委員会は言っているんじゃないかなというふうに思いますけど。

実はこの後、放置自転車の御質問をいただくようになります。それも少し似ているところがあるなと思って。自転車置場は町で設置しているんですね。置いている自転車は、当然、個人の方が置かれています。それこそ放置したままでさびれて、逆にそういうのが朽ちてあの辺に散乱したりすると危ないからということで、今までの教育委員会の答弁でいけば、いや、それは私たち町の自転車じゃないのでということになるわけですけど、やはりそうではなくて、少なくとも学校の中に施設がある以上、直接設置したか、もしくは設置させてあげたかは分かりませんが、やはり施設全体の管理責任というのはあるんだろうと思うんですよね。だから、例えば、自転車置場で何か事故が起きる、犯罪が起きる、自転車が散乱している、それは置いた本人の問題ですからではやはり済まされない。というのは、その場で、やはり学校であるとか自転車置場というのを町として施設としてそこで管理運営をしているわけですよね。当然そこからの責任というのがあると思いますし、恐らくそういう中で、先ほど教育委員会が管理はこれからやっていきますというのは、施設として当然一定の安全を担保せんばいかんもんですからという意味かなというふうに捉えました。

確かにこの2年間、何か具体的にそうしたことを動いたように見えないというようなことなんだろうと思います。それは三苦議員からも御指摘があったように、議会で質問して答弁したことに対する回答は、また次に質問せんぎん答えないというのは違うんじゃないかということを多分三苦議員が御指摘をされたんだと思います。今回の件も、やはり解決すべき課題だというふうに認識しているかどうか、そうすれば、こうやってわざわざ御質問いただくまでもなく、1年かかって調べましたけれども結局分かりませんでしたと。ただ、今のような考え方を整理させてもらって、こういう対応をさせてもらいたいんですけどもというの

は、質問を受けるんじゃないなくて、2年間待たせてじゃなくて、やはり積極的にそれを解決していくという姿勢が必要なんだろうというふうに思いますし、今回こうやって、言ってみれば質問として催促されているわけですね。その時点でアウトとは言いませんが、やはり先ほど御指摘いただいたような姿勢を問われるのは仕方ないなというふうに思います。

私なりに教育委員会の答弁を聞いておりましたら、当初の経緯は別として、これからは町としてというか、教育委員会としてというんですか、学校としてというんですか、管理をしていって、その中で安全度等についても把握をして対応しますという答弁だったのではないかなと思います。これは違っていたら、ぜひ教育委員会にこの後、答弁してもらいたいというふうに思います。

それと、あえて答弁に手を挙げさせていただいたのは、1問目のスポーツ推進条例の件なんですよね。これもちょうど来年、町制70周年でもありますし、江北町はスポーツの町を宣言した町でありますし、もう一つは、やはり時代の変化というのがあって、このスポーツというものが持つ意味合いというのも、今の時代、変わってきていると。もっと裾野が広がっているというふうに思いますし、多様化していると思いますし、価値観も変わってきているんだというふうに思うものですから、そういう意味では、スポーツ推進条例なるものを制定するというのには意味があるんじゃないかということをお答えさせていただきましたし、できれば町が一方的につくって町で提案させてもらってということよりは、やはり最終的には町民の総意というふうにする意味でも、議員提案がいいんじゃないかというようなことは言いました。

けれども、この議員提案というのも、議員提案だから、もう全部議員で、議会で条例案から何からつくってという意味では必ずしもないんですよ。私も以前、国会議員の下で働いたことがありますが、やはり衆議院とか参議院はもともと立法府ですから、官僚組織と同じぐらいしっかりそうした機能を持っているんですよ。でも、私どもみたいな小さな町でありますと、議会事務局といっても職員は2人しかおりません。しかも、そうした法制的に長けた者が必ずしも配置されているわけではないものですから、議員提案とはいえ、じゃ、議会事務局で、また議員さんたちだけでということではないんだろうと思うんですよね。

先ほども町としてはということをおっしゃった。ということはどういうことかということ、先ほどの教育委員会の答弁で、議員さんたちがつくんさっとお付き合いしますとかいうことではなくて、町としてやっぱりやらねばらんということであれば、こういう条例案が必要

なんじゃないかと。つくった上で、ぜひこれは議員提案としてしていただけないかという意味の議員提案ということなんだろうというふうに思うんです。そういうことでなくても、もちろん我々執行部からの提案ということでもいいですけども、事が事に、例えば、権利義務をそこに規定するものでもないもんですから、せっかくスポーツの町を宣言したわけですから、これも議員提案ということで、スタートの時点から町民の総意であるというようなことでできたらなという思いで、議員提案ということを実は申し上げたというふうに思います。

ですから、ちょっと要らんこと言うたかもしらんというふうに少し反省しております。というのは、議員提案ですから、それはもう議員さんたちがみたいなことで、言ってみれば当事者の意識を欠落させてしまったような気がしたもんですから、議員提案の趣旨、私が当時答弁した趣旨を少し申し上げて、町としてやるということは、議会としてやるわけでも執行部としてやるわけでもないわけですから、やはりそういう条例案の制定、能力というんですかね、情報量も含めて、やはり執行部にしかないんだろうと思います。

そういう意味で、先ほどいま一度というような言い方もやはり曖昧な答弁の一つなんです。今までやっていなかったことはそのままにして、いま一度って、結局今からかいという感じですよ。ですから、そうではなくて、せっかく70周年にということでありましたし、今のスポーツの町宣言は10月10日、かつての体育の日の日付で宣言がなされています。それであるならば、来年3月ということではなくて、例えば、70周年になった当該年の10月10日施行ということであれば9月議会とかいうようなことで、やはり少し目標を決めてやっていく必要があるなというふうに思いますし、この場で申し上げたかどうか分かりませんが、スポーツだけではなくて、やはり文化も併せて、江北町文化とスポーツ推進条例とか、そうした新しい時代にふさわしい条例になればいいなというふうに思いますし、当事者としてぜひ教育委員会もこれからは作業を進めてもらいたいというふうに思います。

1問目、2問目、私なりの考えを申し上げましたけれども、一義的には教育委員会が答弁担当部局でありますから、任命権者が違う。今の私の答弁で間違いがあれば、また、補足があればぜひ教育委員会からお願いしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

続けて失礼をいたします。管理の所在が不明だったということが、そのときに、管理がどうであれ、やはり教育委員会の管理責任、安全・安心な学校生活を子供たちに担保していくというのは非常に重要なことだというのを感じるんですが、そのときは失礼していたなというふうに改めて感じているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっき放置自転車の話をしましたけど、仮にこのポールは町で造ったんじゃないと、ただ、それが危険だということであれば、管理者としては撤去せんばいかんです。放置自転車と一緒にだと思います。町の自転車置場に危ないものが置いてあるとすれば、誰のものかは別として、撤去するという話なんですよね。ですから、そうではないということであれば、やはり町の施設の、いわゆる学校の言ってみれば設備の一つとして捉えるということなのかなというふうに思っております。そうしないと、誰のものか分からない。逆に言うと、明確に町で造ったもので、町で管理責任を負うというものでないもの以外は、もし危険なものが町が管理する施設の中にあるのであれば、やはり安全を確保するためには撤去するという話になるですもんね。という意味でいけば、今、撤去されていない、もし老朽化して危ないものであったとすれば、それは当然、町としてというか、教育委員会として管理しているということじゃないかなというふうに思います。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

1番のスポーツ推進条例については、今言われたように、10月10日に間に合うように、来年9月にでも提案をさせていただきたいと自分は考えております。また、スポーツだけではなく、文化も含めた新しい時代に合った条例を考えて、その日を目指して進めていきたいと自分は思っています。

そして、2番のバックネットについてですね。先ほども言ったように、自分たちには時間もないわけですよね。自分が師と仰いでいる方からの言葉で、政治屋になるな、政治家にな

れという言葉を抱えています。あと残り1年、担当課も早急な対応で答えを出していただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思いますけど、大丈夫ですか。

○西原好文議長

2問目にもう一つあるやろう。よかと。

○石津圭太議員（続）

ああ、照明ですね、すみません。

○西原好文議長

一番最後にこれを書いとって。まだ時間があるから。

○石津圭太議員（続）

すみません。あと1つ、バックネットの照明の設置について質問をしたいと思います。すみません。

現在、バックネットに関しては、ナイター設備じゃなくて照明ですね。片づけるときにでもけがをしないようにということで、保護者さんたちがつけているのか、ちょっとそこら辺は自分も調べていないんですけども、ライトがついています。町民の方から、陸上部の方だったんですけども、走るときにボールが転がったりしてきたら危ないので、ナイター設備ではなく、ちょっとした照明設備を1つか2つつけて明るくしてはもらえないかという相談がありました。それについてどうお考えか、聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、石津議員の御質問にお答えいたします。

少年野球のボールが転がって、陸上部の方がちょっと危ないというふうなことであります。学校施設の利用時間につきましては、一応日没までというふうなことでありますので、そこについては各部活動のほうにも指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

日没までという使用の約束で指導をしていきたいということは、現状、バックネットについている照明設備というのを許しているのも意味が分からないような感じになると思うんですよね。日没までじゃなくて、例えば、何時までとかいう決まりであれば、夏は17時、18時でも明るかし、冬になれば18時というぎ、やっぱり暗かですよね。そこにはやっぱり照明設備ばつけんぎんた、ちょっと活動もできんごた状況になってくると思うんですよね。日没までというのがちょっとあやふやなんじゃないかなと私は思いますけど、その点どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、御質問にお答えいたします。

例えば、活動時間を18時までというふうにした場合は、冬時間でありますともう真っ暗になっておる、照明が必要ではないかと。逆に、夏場になりますと18時というのはまだ少し明るいので、活動ができるのではないかなというふうなことであります。

一応規則のほうで日没までということが規定をされております。あくまでも太陽が沈み始めてから後片づけを始め、日が暮れるまでには活動をやめるというふうなことであります。なので、時間を何時までと設定をするよりは、日没までというふうなことで規定したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

日没までというか、時間を夏はちょっと長めに取って、冬は暗くなるのが早かけん、早めに18時なら18時とかしてもらえれば、照明設備については可能なんじゃないかなということ質問をしたんですけど、そこら辺は変えられない規約というか、規則なんですか。変えられない。

○西原好文議長

質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、質問にお答えします。

一応日没までということで規則のほうでうたっておりますので、例えば、冬場が18時までとすると、当然、活動するに当たっては照明が必要というふうなことにもなります。もしかすると、野球なんかはナイター設備とか、そういったものが必要になるのではないかなというところで、今回、規則の見直しは今のところは考えておりません。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私は翻訳者なんですかね。それか解説者か何かですかね。

これもシンプルだと思うんですよ。今のところルールが日没までとなっているのは何でかという、危ないからだと思います。暗くなってからボールを投げたり打ったりすると危ないから。物理的に施設もないからということで、日没までというふうに決めているんだと思います。ですから、さっきの教育委員会の答弁の論理は、管理規則上、日没までというふうに決めているから、暗くなってから活動をしているはずがないから照明が要るはずがないという、御質問に対する答弁としてはそんなことだと思うんですけど、やっぱりそもそも何でそういう規則になっているかという、ナイター施設がない中で安全に活動してもらうためには、やはり明るい間しかできないということで多分規則ができていたんだろうというふうに思います。

その中で日没と書いてあって、今、教育委員会は日没だから、そして、時間をということですけど、時間を決めたら逆に、まだ明るかとけさるっし、まだ暗うなってもせんばらんごとなるというようなことですけど、よく公園とか、何でも夏の営業時間と冬の営業時間は違うじゃないですか。それに、昔みたいに周りに田園風景が広がっていて、ああ、日の沈み始めたというのが分かればいいですけど、やっぱりそうじゃないとすれば、逆に時間で決めたほうがいいと思いますし、学校は学校が管理をしているわけですから、何時までにはグラウンドから出してもらうということ、例えば、夏であれば、6月から9月とか、もしくは年に2回に分ける必要もないですけど、何月から何月までは何時までしか学校の敷地を使えない。そうすれば当然、逆算していつ終わらばらんというのも決まるわけですよ。

規則は改正しなくても、私はできるんだろうと思います。というのは、規則には日没の時間と書いてありますから。また今度は要綱か何かを使って、規則第何条でいう日没の時間は

下記の時間とするというふうを書いて、何月から何月までの日没の時間というのは何時だというふうに決める。そして、何月から何月までの間の日没というのは何時というふうに決めれば、もちろん規則を変えてもいいですよ。変えてもいいですけど、わざわざ規則を変えなくても、そうすることによって、これは少なくとも照明施設がない中で皆さんが安全に活動してもらうために必要なルールなわけですよ。それだったら、やはりきちんと安全が確認できるまでの時間に全部終わって出ていってもらうというのが多分ルールなんだと思います。もちろん不満もあるかもしれませんがね。

だから、それを決めていくということが大事だと思うので、日没と書いてある以上は時間が決められんとか、別に1年全部全く同じ時間にする必要はないわけですから。そもそも何なのかというと、やはり施設がない中で、安全にいろんな人たちが活動できるのを管理者として担保できる時間を決めるということだと思うんですよ。ですから、何でも今あるルール、しかも、目に見えるルールだけ。しかも、これは絶対変えられないとか、何のためにそんなルールが決まっているのかということに思いをはせず、ただ、目の前にあるものだけで、がん書いちゃっけんという小手先だけではこういうことは進んでいかないと思うんですよ。

だから、本当に日没というのがどういうことなのかということとか、そもそも何でこういうルールが決まっているのかということに一回下りていって、そして、そこからまた考えを積み上げていかないと、さっきおっしゃったように、検討しますとか、いま一度とか、時期が来ればとか、将来にはとか、それとか、必要があればやりますと。当たり前ですよ。必要があればやるという答弁はないと思います。必要があるかどうかを今聞かれているわけですから。きちんとそもそものところとか、本当にそうなのかというようなこととか、やっぱりそういうことに思いがはせられていないから小手先のやり取りになるんだろうと思うんですよ。

ですから、特に野球の皆さん方、保護者の皆さん、なるべく少しでも長く練習させてあげたいという思いから、保護者の皆さんが来るまで囲んで照らしながらという気持ちも分かります。けれども、そこはやはりルールというのがあるもんですから。その上でも、まだ明るいけど、終わりの時間より前だけど照らしているということと、終わりの時間は過ぎていけど照らしてやらせるということは、やはりここはちょっと違うんだろうというふうに思うんですよ。ですから、ルールというのはみんなが守ることなもんだから、もしかすると今までどおりということにはならないかもしれませんがね、さっき言ったように、ルール

を決めることで、とにかく安全を確保するということが大事なんだというふうに思いますので、ぜひ教育委員会もそうした観点で答弁もお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、先ほど町長のほうが答弁いたしました時間を決めてはどうかということであり
ます。

この件に関して、いま一度こちらのほうも勉強させていただきたいし、関係団体との話合
いもやりたいというふうに思いますので、少々お時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○石津圭太議員

そしたら、照明設置について、そしてまた、利用規則について、グラウンドに関しては、
やはり日没までじゃなくて時間を決めていただくというのをもう一回検討していただいて、
体育館とかははっきりとした時間が決められているわけですよね。2時間なら2時間、8時
から10時までとか、6時から8時までとかというのを明確にされていますので、なるべく早
く検討していただいて、検討も嫌なんですけど、またこの議場じゃなくて、個人的にでも連
絡をもらえればと思っております。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○西原好文議長

1番石津圭太君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。江頭君。

○江頭義彦議員

おはようございます。2番江頭でございます。どうかよろしく願いいたします。

実は娘が3人おりまして、今朝、一番下の子を南口駅のほうに、ちょっと駅まで送ってくれんねと、急に言うもんですから私もばたばたして、届けました。何度となく、それは過去にもあったんですけど、今日は議会が早いからということで、南口からセブーンイレブンのほうにちょっと戻りまして、北口を通過してまいりました。すると、北口に、多分高校生だったと思いますけど、二、三十名ぐらい、マイクロバス、学校のバスだったか分かりませんが、制服を着た男女が立っていたんですね。制服を着た高校生があれだけの人数、肥前山口駅から出発して出かけているんだなということで、朝、非常に気持ちが、数人じゃなくて二、三十名いたもんですから、ああ、肥前山口駅から出発して通っているんだなと思って、本当にうれしくなりました。

今日は2問、お願いをしております。

駅に関したことでございましたので、ちょっとその話をして、1問目は、いよいよ駅北コンテナショップが開店しますし、駅名も改称されます。駅に関して非常に今から、今後、注目があるのかなということで、実は私も、放課後、駅の駐輪場まで、ほぼ毎日ですけど、小・中学生の見守り活動を町内でやっています。その一つの経路が南口でございますけれども、駅のほうに出かけておりますもんですから、日頃感じていることを今日は質問とさせていただきます。

駐輪場のほうもくまなく、例えば、拾得物とか、何か不審なものとかないかなと思っていて、いつも通るようにしております。今、看板のほうを、1つは取れて落ちているのもございますけど、これはまだ掲示されている部分で、1つが、この駐輪場で長期間放置してある自転車等は一定期間、他の場所で保管し、連絡がない場合は処分しますと。それから、もう一つの看板では、盗難防止の看板でしたけれども、一番下に管理者江北町と書いてありましたもので、この駐輪場に関しては町で管理されているんだなと思ひまして、時々、特に気をかけて見ていたところでございます。

4棟、5棟ぐらいありまして、向かい同士に駐輪されるスペースがありまして、その中央辺りは草が茂っているときもあります。そして、今こういう時期なので、管理をされている方は、やはり他人のものですね、例えば、ハンドルにしても、サドルにしても、触るのはちゅうちょされるかなと。時には五、六台倒れている場合もあります。それは起こさないといけないんですね。やはり倒れたままではです。ですから、管理の方は、こういうコロナ禍でもあるし、季節によっては風が、突風が吹くときもあります。雨風がするときもありま

す。そういうところで、この清掃とか管理とか本当に大変だなと思いつつ見ているところ
でございます。何かいい方法はないかなと、それを解決する方法とかですね。そこで今回は、
駅の駐輪場の環境整備ということで質問をしたところでございます。

1 番です。実際、駐輪場の清掃を含めた整理整頓、管理等はいつ、誰が行っていらっしや
るのか、それを質問に上げさせていただきました。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

江頭議員の御質問にお答えします。

まず、駐輪場の清掃についてでございますが、毎月 1 回、町内の有償ボランティアさんが
行っておられます。また、雑草が著しく伸び始める 5 月と 8 月には、職員が草刈りを行っ
ております。さらに、県下一斉ふるさと美化活動時においては、地域住民、各種団体の方々、
職員による駅南周辺の清掃を行っております。

画面を御覧ください。

（パワーポイントを使用）先ほどの県下一斉ふるさと美化活動でございますけれども、令
和 2 年度と令和 3 年度につきましては、県下一斉ふるさと美化活動としては中止となってお
りますが、その後に職員で駅南周辺の清掃活動を行っております。写真のほうはそのときの
様子でございます。

次に、駐輪場の整理整頓についてでございますが、こちらのほうについては職員が定期的
な巡回を行い、整理整頓の管理を行っているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。こうやって職員の方が時々清掃されているというのも私
どもは十分理解できていなくて、御苦勞をされているんだなというふうに思います。

2 番目として、現在 8 割、多いときには 9 割ぐらい駐輪場の中に自転車が入っているん
ですけれども、現在の利用状況で何か問題点とか、放置自転車等の取扱いですね、どうい
うふうにされているかというのを質問したいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

おはようございます。それでは、江頭議員の御質問にお答えします。

現在の利用状況での問題点ですね。現在の利用状況での大きな問題点やトラブルは特にあっておりませんが、自転車の盗難に関しては年に数件あっております。その対策として、昨年は警察と連携し自転車盗難対策キャンペーンとして鍵かけ意識の醸成を図るために、未施錠自転車に対して施錠の呼びかけや、チラシ、グッズの配布を行い、併せて駐輪場の状況や放置自転車の確認を行ったところです。

駐輪場の状況としましては、年度が替わるタイミングで自転車の利用台数が増えますし、同時に放置自転車の台数も増えているようですが、通常利用と放置自転車の判別が難しいことから、しばらく様子を見て整理を行うようにしております。

状況に応じて放置自転車の対応をしていしましたが、昨年はコロナウイルス感染症拡大予防の観点から整理ができておりませんでした。今年度は12月に放置自転車の整理に向けて準備を進めておりましたので、現在、撤去を行い、役場のほうで保管をしております。

モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）こちらが駅の北口の放置自転車を含めた駐輪状況であります。北口につきましては、この中から45台の放置自転車を今回撤去しております。こちらが撤去後、1台もありませんけど、ほぼ全てが放置自転車でありましたので撤去したところです。

続いて、こちらが南口のほうになります。こちらのほうも放置自転車が34台ありました。これが撤去後になります。北と南を合わせて79台の放置自転車を撤去しているところであります。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。早急に手だてを取っていただいてありがとうございます。

肥前山口駅のほうは、私も様子を見ておりますと、町内の子どもたちだけではなくて、周辺の町からもやはり利用されているようです。白石町のほうからかなという、そっちの予想

はありましたけれども、時々見ておりますと、芦刈町からも自転車通学の生徒たちが多いようです。きれいに片づけていただいて、なかなか年度替わりとか、時期的に難しいか分かりませんが、ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、駐輪場のほうには五、六台、単車ですね、バイクが入っているときもあります。町外から電車利用のために来ていらっしゃる。その駐輪場のほうには自転車の中にバイクが時々入って、やはりバイクというのは非常に幅を取るものですから、私が見た中で、3番目にしていますけれども、バイクの駐車も可能であるなら、バイク専用のコーナー、例えば、駐輪場上がるためには道路から1段高くなっておりますので、どこの辺が一番いいのかですね。バイクの駐車も可能であるならば、てんでんばらばらに止められるよりも、このコーナーはバイクというようなコーナーがあってもいいかなと思いましたので、3番目、よろしくお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

それでは、江頭議員の御質問にお答えします。

バイクも駐車可能であるなら、バイク専用のスペースを確保してはとのことであります。

現在、バイクの利用状況を調べたところ、駅北駐輪場で3台程度、駅南のほうでは8台程度でありました。

駐車されている場所はばらばらでしたが、自転車の邪魔になったり、駐輪場をはみ出して駐車されているバイクはありませんでした。現状、バイクの利用台数も少なく、駐輪場に支障が出ているわけではありませんので、あえてバイク専用のスペースを確保するということは今のところ考えておりません。ただし、バイクの台数が増え、あちこち点在したり、駐輪場の環境を損なうようであれば、誘導するような看板等の設置は考えられるのかなというふうに思っております。

調べたら、駅北のほうに1日だけ確認しに行ったんですけれども、原付自転車ではありますが、駅北で3台、そのうち町内が2台で、町外が1台、駅南のほうで8台ありまして、そのうち町内が4台で、町外が4台という台数が止めてありました。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。特に、新学期が始まる時とか、3月末、卒業して、大学に行くとか、社会人になるとか、そういうちょうど年度末、出入りがですね。そして、放置自転車、自転車もそのまま置いたままというふうな状況が先ほどの台数にもつながっているとしますので、年間通じてじゃなくて、そういう時期だけはそういう状態になるということで見てもらったらというふうに思います。

では、最後になりますけれども、駐輪場を利用しやすく整理整頓するためにも、自転車スタンドを設置してはどうかという質問でございます。

いよいよ江北駅になりまして、来年、新しい駅に伴ういろんな行事等も今後開かれると思いますので、やはり町の玄関である駅は、すっきりしたことにこしたことはないというふうに思います。佐賀駅等なんかでよく自転車が整理されているところを見ると、いいなと思っ
ていまして、自転車のスタンドなんかは、お金はかかりますけれども、置いてもらうと、つけてもらうと、本町の自転車置場にも建設当時から自転車のスタンドがあるようですので、駅のほうにもどうかと。それは御判断いただければと思います。

(パワーポイントを使用) モニターのほうで、これが本庁舎の自動販売機の前ですね。自転車用スタンドが2本あります。ここの前のほうにタイヤを通して、風の日とかも倒れないような、それから、整理できるような状態に——本庁舎にもありました。なかなか私自身気づかなかったんですけども、駅の駐輪場のことをやり始めてから気をつけて見たら、役場のほうにもありました。

スタンドはどうでしょうかということでは提案するわけですが、スタンドをつけることによってどういうことが解消されるかと思いますが、私なりに考えてみますと、駐輪場の整理整頓がされて、非常に整然と、自転車も倒れることもなく、見た目もきれいであると。また、一般的には高校生が半分以上占めているかと思いますが、自分が止める場所というのは徐々に4月からずっと決まって、今日はどこ、明日はどこじゃなくて、大体決まるようになると、なお生徒たちの整理もマナーがよくなるんじゃないかなと。それから、固定されて倒れることもありませんので、例えば、倒れて籠から何かが飛び出すとか、荷物の関係も、盗難等のリスクも減る、そして、倒れないというふうにして、本庁もつけてありましたものですから、駐輪場もスペース的に余裕があれば、自転車のスタンドなんかはどうかという

提案でございます。

本庁は大分前に取り付けてあったと思いますので、少し頑丈で、デザインとかで丈夫なやつなんかも今はあるようですので、そういったものはどうかと思いました。

4番の駐輪場を利用しやすく整理整頓するためにも、自転車のスタンドはどうでしょうかという質問をさせていただきます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

江頭議員の自転車のスタンドを設置してはどうかという提案でございます。

こちらにつきましては、駅北駐輪場に収容できる自転車の台数が130台に対し、現在通常利用されていると考えられる自転車の台数が約60台であります。駅南駐輪場に収容できる自転車の台数が150台に対し、通常利用されていると考えられる自転車の台数が約100台と確認しております。

今回、放置自転車の撤去を行ったことで、駐輪場に余裕ができており、景観を損なうような駐輪をされている自転車はほとんどないようです。

このような状況から考えて、自転車のスタンドについても現在のところ設置の必要性としては感じておりませんが、先ほど議員のほうから転倒の話もありましたので、その辺は私も今回もらった後で現地のほうを確認しに行きましたけれども、やはり倒れていた自転車が何台かありましたので、転倒の観点から考えると、そういったスタンドも有効なのかなと思いますが、スタンドなのか、ほかに方法があるのか、その辺は考えていきたいと思います。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。今後、児童・生徒、学生も増えて、駐輪場がいっぱいになったりという状況が出てくるようであれば、また再度そのときに御検討をいただければと思います。

それで、今度の江北駅の事業も、新年度になりますと、4月、5月、8月、10月ぐらいに行事を計画されてありますので、そういう節目節目に状況を見ていただいて、また新年度とかにもなりますので、状況を見ていただいて御判断していただければと思います。

生徒、小・中学生もですけれども、町内に住む高校生とか、移住も非常に町内は増えておりますので、その児童・生徒、学生あたりにも、やはり肥前山口駅から通学する学生が利用する駐輪場が余裕のある状況であることを望みます。

では、2問目に行きます。

出しておりますけど、外灯（防犯灯）を県道江北芦刈線まで延長してほしいというふうな気持ちで、今、江北芦刈線、先ほども申しましたように、通学に使っている学生がかなりおります。季節的に朝が暗くて、日暮れが、要は早く日が沈むというときに、もちろん自転車ではライトをつけて行っておりますけれども、本町の子どもたちじゃないからいいじゃなくて、やがてそういう——小城のほうからかなりの学生が自転車で通学をしておりますし、本町の子どもたちもですけど、将来的に本町で受け入れるようなことになったりもするわけで、事故等が起きないうちにどうかなと思ひまして、外灯の要望をしたところでございます。

1番、外灯が設置できる条件とは。2番が現在までの外灯設置の状況はということで質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

江頭議員の2問目の質問であります。まず1番目が、外灯が設置できる条件はということであります。

基本的に、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間などに設置されます。町が外灯を設置する際の条件としましては、自動車交通量及び歩道等の利用者数の多い区間で、信号機の設置された交差点、または横断歩道、夜間の交通上、特に危険な箇所としているところであります。しかし、外灯は道路を明るく照らす一方で、近隣居住者のプライバシーの問題や農作物への生育障害などの悪い影響も考えられるため、新たに外灯を設置する場合は、地元からの要望を条件としております。その要望の中には、隣接地所有者の方の同意ということでもあります。

それと、2番目であります。現在までの外灯の設置状況はということでもあります。

現在、町が設置し管理している外灯につきましては、道路照明灯で75基、街路灯で58基、計133基であります。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

今説明していただきました。今まで、小・中学校からずっと東のほうに行く通学路は、既存の電柱に電球がつけてあります。今、駅から南のほう、駅から交差点を超えて、さわやかな体育館のほうに行く通りと、それから、途中から、みんなの公園のところでございますけど、みんなの公園から佐留志のほうに行く、あの通りの外灯というのか、私のちょっと理解不足だったかも分かりませんが、中学校の前の道辺りは、何か地区のほうで電気代を払ってあって管理をされているということで、時々電球が切れている場合には、その地区の区長さんに申し出て、切れているのを取り替えてもらうということになっているようなんですが、今度新しく、今年度、みんなの公園から佐留志のほうに行くのは、あれはソーラーのようになっておりますので、地区からの支払いではないかなと思ったりしまして、ソーラーになっているものであれば、さらに佐留志から、先ほど自転車で通学している子供たちも多いですよと申しました馬場北を通過して芦刈町のほうに、江北町の分かれ目があるんですが、あの通りに外灯を設置できないでしょうかということでございます。すみません、そしたらモニターのほうで。

(パワーポイントを使用) これは宿南交差点から、左のほうがみんなの公園の方向を写したものでございます。やはりその途中、1つ前の交差点までは外灯があります。右のほうの写真は、これは宿南交差点からセブンイレブンの方向を見た写真です。これは夜撮りましたので、現状としてはこういう暗い状況かなと思います。

それから、私が最後に出しますけれども、これがその交差点から東のほうです。青いのが標識で、カメラの光が反射しているんですけど、馬場北を通過して芦刈方面を見た方向でございます。右の端っこにうっすらと白線が見えているかと思いますが、それが道路の端ですね。そして、この道路は、車道があって、歩道があって、また農道までついていますので、スペース的にも真ん中の歩道よりも一番端の、方角的に北になりますけど、農道のほうに設置していただければ、もちろん50メートル間隔ぐらいでいいと思いますが、農業の方の農作業のときも、夕暮れとか、少し暗くなってからの残業なども安全ではないかなと思まして、提案をさせていただきました。

それで、これが同型のものですけど、本町みんなの公園から木材市場の佐留志のところま

で、これもみんなの公園から、また、駅からさわやかスポーツセンターまでの歩道についているソーラーですので、電気代は要らないかなと。今までのように防犯灯の縛りはなくて、町のほうで設置できるのかなと思いました。

実際、街路灯のパイプのところを見てみますと、江北町というシールが貼ってありましたので、町の管轄なのかなというふうに思いましたもので、今現在の状況的には、ドラモリとかコスモスとかみんなの公園も、商店街で非常に明るいところに外灯がなおついていて、あと、馬場北のところをずっと通って向こうのほうが、暗いところは外灯がついていないというようなことで、やはり下校時間帯には子どもたちが通ったり、特に見守りをされたり、または、仕事が終わってから運動をされている方が意外と多いんですね。中学校、小学校から東に行く通りも多いですけども、もう一つ、みんなの公園の前から佐留志の方面、もしくは芦刈を通過して、芦刈に橋がかかっていますけど、その辺りまで行かれて帰られるという、そういうコースが、健康づくりのためにかなりいらっしゃるようですから、可能であればお願いしたいと思ひまして、今回出しました。

外灯、外灯と言ひましたけど、私が勘違いしてございまして、外灯の中でも防犯灯ということで、防犯灯の必要性ということで、東西ですね、木材市場の佐留志の交差点から馬場北を通過して芦刈のほうに行くあの道路ですけども、そこにつけていただけないかなと思ひまして、理由としては、児童・生徒の交通安全、それから、防犯上の安全、やはり農作業も昼間、日曜日だけというわけにもいきませんので、夕方、暗くなってからもトラクターが動いたりしてございまして。川岸になってございまして、農道のほうもつけていただければ、農作業も時間を気にせずされるのかなと。それから最後は、やはり健康づくり、または見守り活動でウォーキング等をされている方も非常に多うございまして、小・中学校からのあの線、東のほうの線と変わらず、今度は新しいコースとして、例えば、そういう健康づくりのコースとして、今盛んに町外を含めて往来が多いみんなの公園から東に行く、あのコースも、途中お店はありますが、歩道がありますので、健康づくりのためのウォーキングコースにでも防犯灯をつけていただければできるのかなというふうに、今度新しい70周年という町の歴史として、また一つ前進するのではないかなというふうに考えたところでございます。外灯の御検討をよろしく願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

3番目の御質問で、質問内容は県道江北芦刈線までの外灯の設置をお願いしたいということでありました。

先ほど聞いておりますと、外灯と防犯灯ということはありません、先ほど言われましたように、電柱についている外灯ですね、あれは防犯灯という種類になりますので、私のほうからは外灯として答弁させていただきます。

条件が整えば、県道の敷地、江北芦刈線でいいますと、車道と歩道というふうになりますが、要望することは可能ではあります。県道江北芦刈線を改めて見てみますと、宿南交差点から小城市の境界までの区間は外灯がついておりません。これは、町道沿線の農地に対する農作物被害への配慮がなされているのではないかと考えております。

先ほど議員が言われましたように、夜の作業というのは外灯が必要かもしれませんが、基本的に農作物につきましては、例えば、水稻におきますと、一部に野外照明が当たりますと、その部分だけ穂が実る時期が遅れるというふうになりまして、売れないと。その分が刈り遅れるということもあります。これにつきましては、私たちが設置した後でも、結局、農家の方からそういった声も聞きますので、外灯を撤去してくれとか、そういった話も実際あったところでありました。

江北芦刈線についても、暗い状況ではありますけれども、農家の人からしたら、自然の状況で普通に実る稲穂を刈り取るというのがいいのではないかと思いますけれども、先ほど言われましたように、夜歩かれる方、ウォーキングされている方、こういった方も結構おられます。2週間ほど前に、みんなの公園から木材市場の道路につきましては全線外灯の設置を行いました。全線明るくなっておりまして、夜ウォーキングされている方もおられます。

議員が言われるように江北芦刈線もおられるとしましたら、多分懐中電灯、そういったのを利用しながらされているのかなと思いますので、そういった利用が多かったり、学生の通学が多かったりした場合は、やはり外灯のほうも県に設置を促すということも町からしていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

時間があまりないようです。今年度設置をされた太陽光でできる、ソーラーでできる照明のほうをつけていただければ、そこまで工事といえますか、工事のほうも、今年つけていただいたところは町内の業者の方につけていただいているわけで、私のほうはあの照明を想像しながら、あの照明をお願いしたいというふうに思っていましたもので、外灯と防犯灯とちよつとごちゃごちゃしたりありましたけれども、防犯灯ということで、単独でソーラーシステムの――ですから、あの長さを測ると、五、六百メートルとかある場合には10本とか、50メートルぐらいの間隔でつけていただければそのくらいになるかなと思いましたが、要望はさせていただきたいと思っています。町民とか学生とかの今までの通学、通勤、それから、体力づくり、ウォーキングとか、そういった状況を見て、今回出させていただきます。

そしたら、議長、もう終わってもいいですか。

○西原好文議長

よろしいですよ。

○江頭義彦議員（続）

では、終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

議員の皆様にお知らせいたします。執行部より、駅の関連事業と小学校トイレについて説明がありますので、11時5分までに議員控室にお集まりください。

再開については議員控室のほうでまた皆様方にお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

議事日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第44号

○西原好文議長

日程第2．議案第44号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第45号

○西原好文議長

日程第3．議案第45号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第46号

○西原好文議長

日程第4．議案第46号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第47号

○西原好文議長

日程第5．議案第47号 江北町みんなの公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

1つだけ質問したいと思います。

今回の入札の件ですけれども、今回は1件だけだったということで聞いております。今後のこともありますので、この状況はこのままでいいのか、その辺を1つだけ質問したいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

池田議員の御質問にお答えします。

今回は1件だけでした。2年半前の一番最初のときは2件でありましたけれども、今回1件ということで、あと5年後はどうかですけれども、うちのほうでもたくさん応募があればというふうに思いますので、その内容を知っていただくためにも公園の利用をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今朝の一般質問で石津議員からも大変心を込めた御質問があつておりました。私たちには

4年間しかなかとですよということですよ。そういう意味でいけば、指定管理者の皆さんにとってみれば、私たちは5年間しかなかとですよということなんだというふうに思います。今回は初回ということでありましたので、3年前提で2年何か月やったですかね。2年半ぐらいの期間ではありましたけれども、やはりそこをしっかりと全力で指定管理を行うということが、多分次にもつながるんだろうというふうに思いますし、先ほど課長が答弁しましたように機会均等ということは必要だと思いますし、ぜひ次回以降もどしどしと我こそはというところは手を挙げていただきたいというふうに思いますけれども、今回、結果的に1社だったというのは、やはりうちだったら、あそこよりも安く、あそこよりもよく管理できるというところが、もしかするとなかったからかもしれません。

ただ、やはり先ほどの任期の話と一緒に、5年の間にそうした座に安穩としていけば、うちのほうができるというところがたくさん出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、いずれにしても、そういう切磋琢磨が大事だと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第48号

○西原好文議長

日程第6. 議案第48号 杵東地区衛生処理場組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

説明書は議案資料でお願いします。新旧の対照表で17ページに第9条、欠員議員の推薦は

行わなきゃならないということで現行法はなっていますが、前回までは全部選挙という形で取られています。これがなぜ選挙からこういうふうになったのか。

もう一問が18ページ、組合長は今回、第4条に掲げる事務所が所在する町の長とすると。前回まではこれも選挙によるということになっています。ということは、今回は大町さんが事務所になるということで、住所名も大町さんの住所になっています。ということは大町の首長さんがずっと代表をやられると、組合長をやられるということになっていますけれども、この辺になった理由をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

今回、一部事務組合の規約変更に伴いまして改正が行われるわけなんですけれども、地方自治法第287条第1項に、一部事務組合の規約に関する規定で設けなければならないことが定められております。その中で、欠員議員の推薦及び一部事務組合の管理者の選任方法についてですけれども、一部事務組合におきましては、先ほどの地方自治法第287条第1項の設けなければならない規定の中には、規定が今のところございません。各組合の任意となっております。ですけれども、都合上、規約にははっきり明示されておかなければならないと定めがなっております。この場合、管理者の選任方法や推薦方法につきましては、選挙によることとすることもできますし、構成団体の長をそのまま充てたり、構成団体の長の互選とすることもできるとなっております。このため、そういうふうな表記が行われているものと思われま。

参考までにですけれども、広域連合の管理者の選任方法につきましては、地方自治法第291条第5条第2項の規定がございまして、広域連合の長は広域連合の選挙人、または広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙すると規定されております。ですので、一部事務組合と広域連合の長については規定が違うものと解されます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

課長、それは今のはただ説明でしょう。私が聞いているのは、こういうふうになった理由は何ででしょうかと言っています。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

2週間ぐらい前、私、初めてですけれども、大学で講義をしました。知り合いの日本大学の法学部の教授がおりまして、今、そこは公共政策学科というところなんです。今、その研究テーマが小規模自治体だということで、ぜひ講義をしてほしいということで、20人ぐらいおったですかね。学生とテレワークじゃなくて遠隔でさせていただきました。

その中で、相手はまだ20歳前後の学生でありますから、何か分かりやすく言わんばいかなんと思って、これからの小規模自治体の生きる道としては、やはり割り切りと相乗りだということを行いました。割り切りというのは、やはり大きな自治体のように全てがフル装備ということではなくて、自治体の特性に応じて、よく選択と集中とかいう言い方をしますけれども、そういうことが大事だと。我が町は大きな観光地、また宿泊施設があるわけではない。また、地の利からいけば、必ずしも江北町の中に働く場があるだけではなくても、近隣にやはりしっかり通勤ができるという暮らしやすさとか、そういうところが大事なんだと。だから、観光課がないとか、秘書課がないというのも、企業誘致課もないのもそういうことだと、割り切りが必要だと。

それと相乗りが必要だと言ったのは、タクシーを1人で乗っても2人で乗っても、やっぱり初乗り料金というのが変わらんわけですよ。という意味でいけば、やはり我々のコストをいかに下げていくかということであれば、必要なものは、可能なものは広域でやっていくことで、相乗りをすることで、そのコストを下げていくということの2つが大事だと思っているということを学生諸君にも言いました。

そういう意味では、相乗りという意味でいけば、やはりいろんな広域の枠組みを使って、なるべくコストを下げる。実は今、うちの町では水道事業さえ町ではやっていないんですよというようなことも、そのときに言いましたけれども、そういう中でやはり広域行政の在り方は非常に大事だと思っています。我が町もいろんな広域の枠組みに入っていますが、そういう中で少し危惧するのが、杵東も以前は1市3町で運営をしておりましたが、御存じのとおり、今回、武雄市が抜けられます。そうすると3町だけの一部事務組合なんです

よね。実は、当初は組合長1人に副組合長2人でしていたんですよ。でも、それはやはり緊張感が欠けると。だって、3つの町のうち1人が企業長、組合長で、あとの2人も組合長というふうに、やはり執行のほうに入ってしまうと、誰がチェックするんだということを我が町のほうからそこは実は言わせていただきました。

そういうことの中で、規約についても見直しをしてもらって、やはり運営側でないほうで、きちんと物が言える構成員というのがないと、変な話、全員構成員で全員管理側だったら、誰がチェックするのかという危機感がありましたものですから、それを指摘させていただきました。

そうしたことの中で、これはほかのところも一緒ですけれども、互選をしたとしても、基本的には所在市町の首長が管理者を務めるということがほぼ慣例になっております。そういう意味では、あそこにある限り、やはり運営についてはその当該自治体の首長がしっかり責任を持つということが大事なことなんじゃないかなというふうに思いました。こういうふうを書くべしとまでは指摘はしておりませんが、そうした観点の中で全部の見直しをもらった上での規約の変更なのかなというふうには理解をしております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。私も逆に同じ会長さんというか代表がずっと変わらなければ逆のこともあるかなとちょっと思ったんで聞いたんですよ。そういうことであれば、そういうチェックをしていただきたいと思いますし、やはりその辺は3町になったので、やってもらいたいと思います。

議長、もう一回いいですか。

○西原好文議長

いいです。どうぞ。

○池田和幸議員

もう一つですけど、今度武雄市が抜けますけれども、武雄市さんの今後の解体の費用とか、そういう補償、賠償じゃないですけども、その辺はどうなっていますでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の再質問にお答えします。

武雄市につきましては脱退を表明されているわけでございますけれども、解体費の負担につきましては平成29年8月の幹事会において、基金より負担を行うことについては同意するというので書面で確認されているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

基金というのは江北も大町も白石も出している基金ということですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

そのとおりでございます。令和2年度の年度末残高が約1億7,000万円でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、武雄市さん単独では何も支払いがないということですよ。基金というのは武雄市さんも含めて今まで積み立てた基金ですよ。その中から使っているですよという武雄市の了解を得たということであって、武雄市さんからは何も請求はできないわけですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

先ほど基金の中から解体費用を捻出するというので答弁しましたわけですがけれども、それ以外に新たに解体費用をまた別で武雄市からいただくということにはならないと思っています。

以上です。（「決まっていない——はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第49号

○西原好文議長

日程第7. 議案第49号 令和3年度江北町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

まず、1点お伺いいたします。

これは事業説明書のほうでお願いします。5ページです。

佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業について御質問いたします。

これはタイプとしては中山間地域等の担い手育成タイプのうちの農作業受託型ということになっております。これの耕地面積、これが幾らなのかということと、それから町内の法人を含め各事業者があると思いますけれども、ここのほうには周知をされているんだろうと思いますけど、その件と、もう一つはそれによって申請は何件あったのかをお聞きしたいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長(本村健一郎)

淵上議員の御質問にお答えします。

まず、この補助事業の条件に該当する受託面積ですけれども、8.5ヘクタールの受託面積が必要になってきます。

次に、この補助事業の制度についての周知ですけれども、これは農談会等でしっかりと周

知をさせていただいております。

申込み、申請自体というよりは、相談は3件あっております。そのうち該当するのは今回、ライフメイトだけだったということになっております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、中山間ということですので、例えば中山間の地域の面積が8.5ヘクタールということですから。そうなりますと、どこの地域を担っているのかをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

まず、地域といたしましては花祭地区、こちらで4.5ヘクタールあります。もう一つ、中山間地域に接続する農地ということも対象となりますので、門前地区、こちらに4ヘクタール、合計の8.5ヘクタールとなっております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

分かりました。要するに花祭の4.5と、それから門前の——門前といたら山手じゃないわけで、結局は門前地区から南側のほうの農地ということですよね。隣接するということはそういうことですよね。

要するに中山間から隣接する農地も含まれるということですので、これは延々といいんですか。例えば、門前地区からずっと南側のほう——南側のほうもいいんですけど、西側のほうもいいんですけど、距離というのは何か規定があるんですか。隣接をする農地も含まれるということですので、要するに隣接というのが延々とどこまでも、六角橋までいいですよということではないんだろうと思いますので、その辺のところの基準であるんですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えいたします。

距離の基準というのは特に設けてはありません。ただ、仮に中山間の急傾斜地を下りてきて、そこから接続するところ、そこを全て南側まで全てするということになれば、それは対象になってくると思います。ただし、山から下りてきたところから南まで全てを受託というのは、多分想定されないとしますので、接続していれば基本的には対象になるということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

じゃ、例えば門前地区の中山間のところが1反ありましたと、10アールありました。その面積を入れます。それに隣接するところ、あと8.4ヘクタール、これをずっと隣接している基準がないということであれば、どこでも買っていいという形になりますかね。その辺、ちょっとよく分かりませんので、もしよければちょっと教えていただきたいと思います。

○西原好文議長

答弁できますか。淵上君。

○淵上正昭議員

委員会のほうで詳しくしたいというふうに思いますので、それまでにしっかりと回答できるようにお願いしておきます。私のほうはこれでまずは1点終わります。

○西原好文議長

課長、一応産業厚生を担当分野ですので、委員会のときには答弁できるように準備をしておってほしいと思います。

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

関連です。私は産業じゃありませんので、ぜひ聞きたいんですけども、時間があれですので、ぜひ全議員に今のはちゃんと説明をするようにしてください。私も同じ質問をしよう

と聞いていましたので、いいですかね。それは委員会でいいですけど。

もう一点、今回、県単事業になっていますよね。これは国でも強い農業・担い手事業の中にあるわけですよね。今回、県単事業になった理由と、それと自己資金がかなり大きいんですよね。2分の1近くになります。これに対して国の機関に関しては農業信用基金協会あたりからの借入れとか、そういう指導もできるようになっているんですけど、その辺の自己資金に対してのそういうアドバイスもされているのか、その2点をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、国庫事業、強い農業・担い手づくり等もありますが、こちらはポイント制で非常にハードルが高くなっています。県内でやはり採択される件数等も限られていますので、それよりは県単事業のほうで条件が合うものということで、今回、県単事業のほうにさせてもらっています。

それと自己資金の件ですけれども、当然認定農業者になられていますので、農業関係の有利な資金というのは受けられるということだと思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

1問目は分かりました。2問目は、課として今のそういうアドバイスもされているということによろしいですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

お尋ねがあれば、そういう資金制度はお知らせもしております。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○ 瀧上正昭議員

事業説明書の8ページなんですけど、小学校校舎長寿命化改良事業の中で、先ほど説明を受けましたけれども、これは設計業務が不落になったということでありました。これはいつの時点で不落が決定したのか、もう一度回答をお願いしたいと思います。

○ 西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○ こども教育課長（山崎久年）

それでは、瀧上議員の質問にお答えいたします。

今回、指名委員会が9月28日、それから2回目の入札が終わったのが10月11日となっております。

以上です。

○ 西原好文議長

瀧上君。

○ 瀧上正昭議員

トイレについては前々から早急にしたいと、しなければいけないというふうなお話でありましたから、当初予算のほうに上がっています。それが9月とか10月というのは非常に遅いのではないかなというふうに思いますし、そして、これは実は一昨年も宮原ため池第2送水ポンプ工事、あるいは岳の貯水池送水ポンプ取替工事の約800万円の繰越し等々もありましたし、平成30年には江北町ホームページの繰越し明許もありました。早くすべきものが、なぜこういうふうにすると遅くなるのかなと、ちょっと単純にそう私は思います。いろいろ理由があったというふうにはありますけれども、そういうふうに必要なものについて当初予算に上げているにもかかわらず、何か遅い。だから、そういうふうなことを数年そういったことがあっているのが何か希薄ではないのかなと、問題意識は持っていないのかなというふうにちょっと思います。

やっぱりこういうふうにして当初予算に上げて、何か特別な理由があってもできなかったとかいうものであるならばいいんですけども、もうちょっと9月、10月に手をつけたということでしょう。ちょっと私はどうかと思います。やっぱりこういったことについては真剣にというか、考えて対応をしていただきたい、そういうふうに思います。

○ 西原好文議長

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、淵上議員の御質問にお答えします。

確かに私どもとしても、できるだけ早く発注をかけたいというふうなことで担当が一生懸命設計を積み上げていただいております。確かに事業進捗の管理といいますか、私のほうがなかなか目が届かなかったといいますか、というところがございましたので、ちょっと発注が遅れたというふうな感じになっております。

実際、今後はそういうことがないようにしっかりやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

前にも多分申し上げたと思いますが、課長の責任というふうなことを言われましたけど、やっぱり重要施策については課長がいつまでに設計の発注をかけるかとか、いつから工事に入っていくかとか、そういうものは自分が持っておって、遅かったら、おいおい何しよっかと、早く設計発注かけないと遅れるぞと、そういうものをやっぱり手元に自分なりにつくっておって、そしてずっとそこをチェックしながら、もし遅れたりとか何かあっているのであれば、そこはちゃんと指示をすとか、そういうものがないと、今回もまたこういうふうなことがちょっと発生したわけでしょう。こども教育課長だけではなくて、皆さん、課長さんたちもそういうふうにぜひ対応をしていただきたいと思います。

終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

それに関連してであります。トイレの改修は早くしなければならないというふうに町長も言われておまして、私たちもそう思うわけですね。先ほどトイレ改修についての設計委託が不落であったという報告を聞きました。先ほど淵上議員が言いました発注時期も遅いということながら、急ぐのであれば、不落であれば、その次の手を考えて、指名業者を替えるなり、あるいはなぜ不落になったのかというのは人材不足、業務多忙のためというふうな理由

であれば、ほかにも業者はいるわけですね。そういう方法もあったんじゃないかなと思いますけど、この辺を早めに取りかかっていたらいいと思います。

それと事業説明の中の8ページで、長寿命化改良事業の中のトイレの改修について計上されております。当初、これは受水槽を早急に取りかからにゃいかんということであったんですけど、今回、予算の組替えであります。その辺は方向転換をされて優先順位を変えられたということであるでしょうけど、トイレを改修する際に工事にかかるわけですが、今後のことではありますが、トイレを改修するときに、トイレの床等をはつって、コンクリートを壊して配管をやり換えるような形になるかと思えますね。そのときに音がするんですよ。授業中にはちょっとできないということから、この工程表を見れば、7月トイレ設置工事完了というふうにしてありますが、授業中にはできないと思うんですね。うるさくて授業ができない。この辺は小学校の大規模改修あたりも計画をされておりますので、大規模改修の折、工事しているときに授業形態はどのように取るのか。仮設校舎を設けて別棟造っていくのか。そういうのも全体計画を立てながらトイレ改修工事を始めないといけないんじゃないかなと私は思うんですけど、私の提言であります。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

井上議員の質問にお答えしますけれども、議員言われるとおりだと思います。実際、トイレの設計については当然5月、6月ぐらいまでには本当は出しておいて、去年の11月までに完成予定でしたので、それになるように設計をしなきゃいけないと思っていました。そういうような中で、10月11日に入札日ということで非常に遅れた中で不落となったわけでございます。そんな中で5社指名をいたしまして、3社は辞退、そして2回目の入札をしたら、2回目でも両者とも落ちなかったということです。

それで少し金額が少なかったもんですから、業者と協議をできないかということで話をしたところ、これ以上はできないんだと。そしてまた、人的にも職員がいないというようなことで取ることができませんということで言われました。それで断念をしたところでございますけれども、実際その中で金額が足らなければ、予算をまた増やすかどうかすることで対応をすべきだということで申しましたところ、教育委員会としては今からまた小学校の洋式、和式についてアンケートを取るといようなことまで言うもんですから、もしよったら、

去年から話し合った中で、そういうような問題になってくると、当然できないんじゃないかと。そして、実際、いろいろ学校の計画等も大規模改修ということで去年計画しましたのが6億円程度ということでございました。当初は10億円以上かかるということでございましたけれども、仮設の校舎を建てずしてしていこうということになりまして、そしたら後で考えてみましたら夜間の工事になるんだろうということでございます。

そういうような中で、実際工事的にはどういうふうなこととするのかと聞いたところ、3階建てですので、私が工程表を見たところ工事期間が4か月程度ありました。そういうような中で、片方を工事するときには片方を使うと。済んでから、またこっちの工事をして4か月で済ますということでしたけれども、金額的に、全体的に1億8,000万円ぐらいの工事ということでございましたけれども、実際業者にお願いしたのは3億円ぐらいかかるんだということを出してありました。

そういうような中で、受水槽につきましても1,900万円ということになってはいますけれども、実際は3,500万円ぐらいかかるというふうなことで、これでは設計はできない、金額は足りない、そして間に合わないということで、どうしてもここは止まって考えなければいけないと。ただし、トイレにつきましては当然造るということでございましたので、別棟で造っていくしかないんだと。そしてまた、そういうような中で私も1か月前だと思うんですけども、今度新しく過疎が10年間延びましたもんですから、過疎の中の計画を見てみましたところ、実際今までは3年据置き12年償還だったんですね。12年間の償還でした。それが3年据置き25年償還になっているということを知りました。そうしたときに、過疎は10年と思ったのは、逆にそれだけの期間を借りられるとなれば、金額的な投資は多くても、年間に払っていく金額が非常に少なくなるんですね。そういうような中で学校の改築については資金がないから、要するに財政的にないからしないということになっておりました。そういうような中で、過疎が切れるということで、要するに令和2年で切れるということで、過疎の当てがなかったということで、財源的に難しいと。そして、起債残高も非常に高くなっているから無理だということで、財政的に駄目だということでございました。

そういうような中で、平成26年ごろには新築がいいということに協議はなっていましたけれども、財政的面的にもう駄目だということでここに進んできたわけでございます。

それで私も1か月前、25年に延びたということを知りましたときに、新築すると平成26年度当時、22億円ぐらいの予算になっていました。それを仮に今、多く見て30億円で計算した

ときに、どのくらいの負担になろうかということで計算をしたら、3年据え置いて22年償還にすると、実際、年間の1億4,000万円ぐらいの総額になります。それで交付税が7割でありますので、9,000万円ぐらいは交付税で入ると。そして実際の負担が4,000万円ぐらいになるんですね。実際、議会の皆さんには財源がないということで説明をしておりましたので、財源がついたところで、知らんでそのまま走っていいものかということで、ここは一度立ち止まって、やっぱりいろいろなことについて研究をしたほうがいいんじゃないかということをおっしゃるところでございます。

その話をしたのがまだ10日前後だと思います。1か月ならないぐらいでそのような感じがいたしました。そういう中で私も今まで長い期間、財政もしましたし、いろんな事業にも取り組んできましたけれども、今の便所の工事に対しての簡単にいかないということで非常に不安を持っているところでございます。そういうような中で、ここは一度立ち止まって、しっかりと考えたほうがいいんじゃないかと思っております。

そういうようなことからしましても、今は70周年の記念事業を来年度するようにしていますけれども、トイレを造らなくて70年の記念行事は全然いけないと思います。要するに、何をしようかということをおっしゃるとおっしゃるので、そこはやっぱり別棟にしても、トイレだけは令和4年度の早めに造っていきたいということで、急遽でございましたけれども、まだ議会の皆様にも説明もない中に、その後の補正に対応せざるを得なくなったというのが現状でございます。ですから、早期に今後どのような形の中で取り組んでいくということをおっしゃると専門家の皆さん、また井上議員のように建築に詳しい方等に相談をしながら、どのような方向でやっていった方がいいかということをお急ぎに検討していく必要があるかと思っております。

私からは以上です。

○西原好文議長

議員の皆さんにちょっと御相談ですけど、昼食の時間が来ました。本来ですと、ここで打ち切って昼食の時間を取りたいと思うんですけど、皆さんの御意見をちょっと。（「昼食でお願いします」と呼ぶ者あり）

そいぎ、町長の答弁まで聞いて昼食に入りたいと思います。

○町長（山田恭輔）

今、副町長が言いましたのは、私はまだまだあくまでも内部的な経過であって、やっぱり

町としてここで申し上げられるようなことまではなっていないよなというふうに思っております。事業説明の中には少しそういうめいたことは書いてありましたけど、ただシンプルに考えて、さっきからあったように、なぜもっと早くできんやっただかということなんだと思うんです。もっと早くしかかっていたら、別に不落にならんでよかったかもしれんし、そういうさっきの過疎の話なんかがもし後で出てきたとしても、ここは我々として当時のその時点での状況の中で判断をして今進めてきていたわけですから、やっぱり、がんして遅うなったけんがこそいろんな話になってしまっているわけですね。

だから、今回の事態の原因というのは、一つは関係者の能力不足、それと努力不足、それと認識不足とコミュニケーション不足に尽きると思っております。関係者の中には私も含んでおります。

この議会の中で江頭議員の御質問を発端に、本当に私もここはすぐせんばいかなんという思いがありまして、もちろん部課職員含めて、そうした指示もしてきましたし、ここの中でもそういうこともお約束もさせていただきました。

正直、これ以上何を一体させたらいいんだろうというぐらいに思っておりまして、そういう意味で私はやはり自分自身の首長としてのとか、経営者としての非常に管理能力不足を痛感していたところであります。本当にこのまま自分がこうやって町政の責任者をやれるのかなと思ってですね。だって、これだけ私が伝えただけじゃなくて、同じ空間の中でそういう雰囲気とか空気とか、また自分の気持ちとかをやはり一緒に共有しているにもかかわらずやらないとか、私から言わせりゃ、やらせ切れないというのは、やっぱり自分が能力が足りていないんだなということを思いました。今でも思っています。

ただ、そういう中で、私は私で約束をしたもんですから、次善の策がないかということで、今回とにかく子供たちに安心して快適にトイレができる環境をつくるにはどうしたらいいだろうかということで、実は別棟で造るというのもそうしたことの中で指示をして、今回、まずはそれだけをお願いをさせていただきたいというふうにしているところであります。

さっき副町長が言いましたように、いろいろ状況はまた変わってきているんですよ。ただそれは、だから遅くなったわけでもありませんし、だからトイレができていないわけではなくて、遅れたからそういういろんな状況がまた出てきたというだけだと思います。本当にこれ以上どがんすつぎよかとかかなと本当に思いますけど、少なくともこうやって予算としてはお願いばせんばいかなんというふうに思っています。

やっぱり人間というのは2種類ありまして、自責傾向の人と他責傾向の人と。自責というのは全てまずいろんな原因を自分に見いだす人です、何か俺が悪かったかなど。でも、結構他責傾向の人が多くて、いろんな事柄、特に悪いことから、まず自分というのを除外して原因を求めるといのは、それはやっぱり自己防衛本能も働くかもしれません。自己保全機能があるからかもしれませんが、やっぱりそういう、まず少なくとも我々、仕事の中では自責ということこそそれぞれが顧みないといけないと思いますし、本当に謝るんだったら、すみませんというぐらいのことなんですよ。そうでないということは、どこかにもしかすると、いや、そがいろいろ言うばってん、事情は知んさんやろうばってん、それはもともと当初予算のままされんやったとやっけんとか、いろいろそんな理由をどこかに持ったりしていると、そういうことになるわけですね。

仮に当初予算のまま執行が難しいということが、事務を引き継いだりする中で分かったとすれば、やれることは結構あったんですよ。6月議会もありました。9月議会もありましたし、今回8回目やったですかね。議会は今年になって8回開いているんですよ。だから、実はいろいろ考えてみると、さっき言ったような理由以外には理由がないと思っているんです。だっていつでも臨時議会を開けるわけですし、本当に必要だったら、予備費を使ってでも専決処分してでもできたわけですよ。だから、実は真面目にやっているつもりになっているのが、やはりそういう大局的に見たら大ごとしとつということなんだと思うんですよ。やっぱり全て自分でできないもんですから、してもらおうとか、させるというか、それが私をはじめ、少なくともここにいる管理職員の務めなんだというふうに思いますけれども。

最終責任は当然私、自分が果たすべき責任は取らんばらんとは思いますけど、その前に果たす責任というのがあって、みんなそれぞれ責任、ある意味、権限を渡されているわけですから、やっぱりこの温度感、これだけ伝えてきて、これ以上どうやったら伝わるんだろうという非常に自分のふがいなさを感じております。

さっき、いろいろ副町長のほうも答弁しましたが、それはそれだと思います。別にまた相談せんばらんことだと思っていまして、とにかく子供たちにも約束をしましたし、ここでも約束をさせていただきましたので、まずはトイレの早期効果発現ということで、ぜひ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

それでは、昼食のため、しばらく休憩したいと思います。再開は13時30分、よろしくお願いいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

午前中に引き続き、随時議案の審議に入ります。

議案第49号について、ほかに質疑の方ございませんか。4番井上敏文君。

○井上敏文議員

午前中、私が質問をしたのに対し、町長、副町長から答弁いただきました。実情はいろいろ言われました。その設計に関して言われました。不落であるということでありますが、副町長の答弁なんかで起債関係もいろいろあったということですが、それは内部の事情としてですね。私が心配するのは、現場の状況を心配するわけです。

便所改修を急にやいかんというのは分かります。ただ、どうやって工事をされるのかなというのを非常に心配しているわけです。便所の大規模改修ということになると思うんですよ。そうした場合、コンクリートをはつったりする。そうすると音がする。副町長の答弁としては、片一方の便所を使ってやるというものの、やはり生徒、児童が同じ教室棟内においてコンクリートをはつたりすると授業ができないんですよ。

そういう中で、副町長は夜間工事ということも言われました。それも一つの方法ですが、夜間工事となると、現実的に今は職人不足であって、なかなか夜間に仕事をするというふうなのを条件にすると、また不落になる可能性があります。

そういうことで、私は副町長が言われたように一旦立ち止まって、もう一回計画の中で取り組んで、全体的な改修計画を立てて、仮設校舎を設けてせにやいかんのかどうかというのを、1回懸案をテーブルに広げて、そして整理して、工事を始めるのは便所から先に始めるということでもいいと思うんですが、そういった全体的な計画を立てて、大規模改修の計画の一環として便所の改修をやってもらおうというふうなことで、ここは一旦立ち止まって、そういった形で検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。

今回の設計の不落について、いろんな問題が出てきたということではありますが、災い転じて福となすぐらいの気持ちで、これをきっかけにもう一回整理をして、アンケートを取ると

いう話もありました。そういうふうなことを整理されながらされたほうがいいのではないかなど――のほうが工事を進める上において、現場の状況も鑑みながら検討されてはいかがかなという私の提言でございます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お話をお聞きして、今回の補正予算の内容をうまく説明ができていないんじゃないかなというふうに今思いました。今、校舎のトイレ本体そのものは、午前中、副町長も少し言いましたけれども、踏みとどまってとは言いませんけれども、やはりもう一度ここで全体の計画を立て直す必要はあると思います。

ただ、災い転じて福となすというよりは、私に言わせりゃ、二度あることは三度ある、仏の顔も三度までというふうに思っていて、少なくともトイレだけはやらんばいかんというふうに思っていますからこそ、今回、町としても、執行部としても、予算として提案させていただいています。

さっき、うまく説明できていないんじゃないかというふうに申し上げたのは、ここで上がっているトイレ設置工事は、校舎そのものの今の既存のトイレを扱うのではなくて、別棟でトイレを新設させてもらうための工事であります。ですから、先ほどおっしゃったように、校舎本体については、先ほどいろいろ財政状況も変わったりしておりますし、そこはもう一度考えてもいいというふうには思っていますけれども、それを理由に全くトイレのこともやらないということにはならない。それは私はできません。ここまで来て、ここまで引っ張っておいて。もし全体の中で計画して、幾らトイレを先にやるといっても、正直言うと、もう何年後になるか分からないですよ。

それだったら、トイレの改修なんて何年前から議論していますかね。当時から分かっていたこともあったんじゃないかというふうに思うんですけどね。延ばし延ばしにして、これが初めて出てきた議論であって、トイレをどうするかという何年か前の議論であれば、そういうことも言えましたけれども、逆に議会からも強い御指摘を受け、また保護者や子供の皆さん方からも実際アンケートも取っているんですよ。井上議員も委員会に入っておられたと思いますし、トイレだけはとにかく先行すべしというふうに御発言されたというふうに聞いておりますけれども、トイレは待ったなしだと私は思っています。

だから、本体とは別に、子供たちが安心してできるトイレを造らせていただくというのが今回の予算の内容でありますから、最初の事業説明書には、さっきあった資材不足とかがあって、今、駅のトイレのほうで予定しております、ああいうコンテナ風のといふかな、これは決して仮設ではありませんけれども、ああしたものは既にこういう資材不足になる前に、一定既製品みたいなものがあるらしくて、今から資材調達からせんでも、ある程度の納期を確保すれば、手に入るらしいです。ですから、仮設ではありませんけれども、別棟で、そして子供たちがみんなで使えるみんなのトイレというふうな感じかなと思っているんですけど、そういうことをさせていただいて、とにかくトイレだけは先にさせてもらいたいということでもあります。

確かにこれだけ読んだら、そういうトイレを造ろうと思っているというのはちょっと見えないなと思ってですね。最初は少し絵も入ったりしていたんですけど、何かあまりにも仮設トイレみたいな写真だったものですから、それは外すように——外すといふか、ほかのもう少しイメージの湧くものがないのかといふふうには言いましたけれども。ですから、そこは恐らく井上議員の御意見、先ほどの御質問も、少しそこは取り違えてといふか、我々が多分うまく説明できていないからだと思うんですけどね、そういうふうにはここは先にやらせてもらいたいという意味でありますので、ぜひそこだけはやらせていただきたいと。

せっかくの御助言でありますから、そういう財政状況といふか、過疎の延長になったんだったら、もう一度ここで踏みとどまってといふことはやぶさかではありませんけれども、その中にトイレそのものについて何もしないということまでは含めることはできないとおるということなんです。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この予算資料を見る限りでは、小学校の校舎の内部のトイレを改修するといふふうに思っておりました。皆さん、ほかの議員もそうじゃなかったかなと思います。そうした場合に、そこを工事するとき、学校現場はどうなるのかなといふ心配をしたわけです。

それが町長が言われたような形のトイレであれば、そのようにここに明記すべきじゃないかと思うんですね。なぜ明記されなかったかよく分からないですが。

いわゆる仮設トイレという形になるんですかね。一旦トイレを別のところに造って、そして大規模改修の中で校舎の中のトイレも一緒に改修するといったことですかね。ちょっと確認でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど言ったように、最初に作っていた事業説明書には仮設のようなトイレが載っていたんですよ。だから、これはあくまでも仮設ではなくて、当然、学校の改修はどうなるか分かりません。大規模改修なのか、建て替えなのか分かりませんが、いずれにしても、そのトイレはその後使っていけるような恒久的なものにしたいというふうに思っております。

ですから、いろんなことを想定して設置場所も考えねばらんというふうに思うんですね。当然、後の工事に邪魔にならんごととか、全学年分造るということにはならないものですから、やはり休み時間に用を足しに行けるような場所にならねばいかんということでありますから、そこは仮設ではありません。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

仮設でないとなると、本設ということになるわけね。これを永久に使っていくということになると思いますが、予算を計上しているということであれば、計画はどの辺にあると、どういう形であるというのは図示すべきじゃないかなと思うんですね。2,200万円かけて何するんだらうと、こう思うんですね。だから、今の町長の答弁聞いて、その辺がちょっと説明不足というふうに思います。

小学校の改修については新築なのか、建て替えなのか、大規模改修なのかということで、小学校の改修についての検討委員会がありました。私は議会から推薦という形で、その委員会に参加をさせていただきました。会議が3回ありました。3回のうち1回は先進地視察ということで、佐賀市内の学校を研修させていただきました。その後の会議で終わりなんですよ。私はその会議で言ったんですけど、3回ぐらいの会議で建て替えの方針がぴしゃっと結論が出たのかどうかというのを私は議論しました。

本当に議論するなら、もうちょっと時間をかけてすべきじゃないかというふうなことを進言しましたが、年度内、予算の関係もあったんでしょう。3回で終わりました。私が検討委員会に入らったけれど、よう議論したろうもんというふうなことを言われましたけど、実態としては、私はそのくらいの検討委員会では本来の検討委員会になっていないというふうなことで、その会議の場で発言をさせてもらったところであります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

そういうふうに申し上げたつもりはありません。ただ、私が申し上げたとおり、ここにきて、さらにトイレまで延ばすということにはできないということですし、井上議員もそういう御発言をされたというふうに報告を受けていたものですから、そう申し上げただけであります。

そもそもを言えば、学校の改修の在り方については、これから数年の年次計画もお示しをして、要は仮校舎まで造ってやる財政的な負担は今できないということなので、必要な箇所から順次手を入れて、来年が70周年、これから30年先、ちょうど100周年ぐらいのときには、恐らく人口も残念ながら減っている可能性があるのと、そのところを見計らって、建て替えということを検討していただろうから、これは庁舎もしかりですけどね。ですから、必要などの年次を決めて開始をさせてもらいたいというのが町の方針でありましたし、その旨、議会にも御報告をさせていただきました。その中でも特にトイレについては、ぜひ早急にやらせてもらいたいということで、イの一番に上げて、今年度予算を計上させていただいたということでもあります。

ですから、過疎がどうだとか、実際そこまでどうせやるならというのは、ある意味、蒸し返しのところがあって、ただ蒸し返しであっても、きちんとした将来的な展望があるなら、ここで私は申し上げてもいいですけども、過疎が延びたというだけで、じゃ、建て替えよとか、もう一回議論を戻そうということまではし切れませんから、とにかくトイレについては——ただ、それについてはもちろん内部で検討しますよ。

だから、校舎には手をつけず、とにかくトイレだけは、しかも今日も報告がありましたけれども、恐らくもともと来年の11月供用開始の予定で予算も上げさせていただいていましたけれども、この設計業務の発注の遅れだけではなくて、それこそ資材不足であるとかいうこ

とで、これすら先に延びるおそれが非常に高いということだったものですから、とにかく早期の効果発現ということの中で——確かに事業説明にそれが書いていないんですけれども、校舎そのものの改修でなくて、新設になるのかな、トイレを今回設置させていただいて、工事ということになりますけれども、まずはそれをやらせてもらいたいということでありませう——と自分は認識していますし、間違いはないはずですけど、違うなら教育委員会からも答弁をしてもらいたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

先ほど町長のほうから答弁がありましたけど、そのとおりだと認識をしております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私はいろいろ言っているみたいですけど、あくまで教育現場のことを心配してのことです。

事業を組むときに、やはり議会に資料あたりは分かるように出させていただいて、議会と一緒に議論をして、そしてよりよい施設を造っていくということ、私たちもそれが役目だと思っておりますので、私たちに分かりやすい資料を今後提供していただきたいと思えます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

いずれにしても、もし予算を承認いただけたら、すぐにでも取りかからんばいかんことなものですから、今、イメージ図が出せないとか、どこの場所に設置しようとしているというのが少なくとも今の段階で、最終的にはもちろん学校との確認もする必要がありますけど、それが決まっていなくて、本当に議会の議決を受けてすぐできるのかということだと思えますよね。

今日、午前中、農業関係の資料は、常任委員会で提供するということでもありますけれども、

ただ常任委員会の構成メンバーの皆さんそれぞれいらっしゃいますから、それは委員会の所属にかかわらず、その資料は提出をするようにしてもらいたいと思います。こういう場所にこういう形のトイレを造る前提で——今のところ造る計画でこの予算を計上させていただいていますというのは、確かにこれだけ見ると、今まで予定していた校舎のトイレそのものを扱って改修するようには見えますし、そうなると、さっきあったように工期が大丈夫なのかとか、子供たちが授業をしているときに大丈夫なのかと確かに誤解を与えかねないなというふうに思いましたものですから、それは私のほうからも教育委員会に要請をしたいと思います。これは全議員に常任委員会の前にお配りをするように要請をしたいと思います。

よかったら教育委員会からも答弁をしてもらいたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、そういった資料を作りまして提出をしたいというふうに思います。

以上です。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。3番金丸君。

○金丸祐樹議員

事業説明の2ページ、3ページになります。

またすみません、トイレのことになりますが、駅北トイレ改修事業について3ページを見てください。3ページ、今現在、駅前にあるトイレ、これはビフォーとアフターと書いてあります。現在このビフォーと書いてあるところがページの右側が線路側になると思います。今、線路側の横に男子用トイレがあって、真ん中に多目的があって、一番北側に女子トイレ。

今回、この計画では一番線路側、南側が女性用のトイレと男性のトイレが入れ替わっております。その他説明にも書いておりますが、これは中の構造上、今回、女性トイレ、パウダーコーナーやチェンジングボード等ついていきますので、恐らく男性と女性のトイレを入れ替えたと思うんですが、事業説明の中にあるように、女性やバリアフリーの視点を取り入れ、誰もが安心、安全に利用できるトイレ空間を確保するというように書いてありますが、女性のトイレを線路側に持ってくると、安心、安全なトイレとしてなかなか難しいんじゃないのかなと。

何でかという、ここは線路側は死角になっておりまして、夕方、それこそ日没を過ぎるといろんな方がたむろするんですよね。ですので、その辺もう一度、今回、情報共有ということで皆さんにお伝えしていますけれども、ここについてはもう一回検討をしていただければと。また、常任委員会のほうでも審議していかなければならないんじゃないかなと思っております。

それと、今ついているトイレのドアの前のトイレのドアを隠すコンクリートの壁ですか、これについても取り外すのか取り外さないのか、それとも取り外した後に、また今回、コンテナボックスみたいないい感じの雰囲気トイレの打診がありますけれども、それに合わせて雰囲気を変えた扉隠しをつけるのか、その2点お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

金丸議員の御質問にお答えします。

今回、ビフォーを見てみますと、議員が言われるとおり、男性のほうがスペースを広くした以前のに比べまして、アフターのほうについては女性のほうを広くしています。これを言いますのはユニバーサルデザインでもありますし、誰もが年齢に関係なく、男女関係なく使いやすいトイレ、今回は女性が入りやすいトイレを目指して設計をいたしております。

先ほど言われますように、夜間とか防犯上、金丸議員はこの辺は詳しいかなと思しますので、後から情報提供をお願いして、安全対策について設置の段階でいろいろと工夫して防犯体制の強化を図りたいと思います。

入口のほうの壁につきましては、今のところ明かり取りというふうには、強化ガラスのほうの設計をしておりますので、この明かり取りの関係で撤去するかどうかの判断をしたいというふうには考えております。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

このレイアウトについても大分議論をしました。左側に書いていますとおり、清潔・きれい、快適さ、バリアフリーと書いてありますが、それよりも何よりも、まず安全だということ

がやっぱり大事なんだと思うんですね。だからこそ、誰もが安全、安心というのが上にかかっているわけですけど、その結果として、今、線路側を女性トイレにしていますけれども、先ほど課長が言いましたとおり、御経験じゃなくて、知識じゃなくて、要はぜひ御意見をいただきたいと思います。

決してこれで1ミリたりとも変えるつもりはないということではありませんし、やはりせっかく造るんだったら、しかも先ほどのトイレと同じで恒久的なトイレということでありますから、後顧の憂いのないように、やはり、ぜひいろんな御意見を取り入れて、これが一番いいだろうという形でスタートさせていただきたいというふうに思います。

ほかの議員も聞いていらっしゃるから、今の計画はこうでありますけれども、例えば右左入れ替えるとか、そうしたことについては、もし実施に当たって、そうした見直しがあれば、そこはまた報告もさせていただきたいと思いますので、ぜひそこは御了承いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

分かりました。ここのトイレについては、過去、女性トイレのほうに不審者が侵入したりとかしておりますので、それとまた自由通路の下の小庭の部分とといいますか、樹木を植えてあるんですね。あの辺、夜暗くなるんですよ。この辺についても委員会のほうで慎重審議、一緒にしていければと思います。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

また、登板して申し訳ないと思いますが、この案件については産業厚生常任委員会で、まだ審議をされることになってますが、情報を共有するためにここで質問させていただきたいと思います。

先ほど防犯上の問題が言われました。安全を第一に掲げていると町長言われましたけど、この図面を見る限り、出入口にドアがあるわけですね。ドアがあるがゆえに、ここが密閉構

造になると。ほかの屋外公衆便所を見れば、出入口は開放されているんですね。ほとんどはドアがついているのはありません。というのは、このトイレが犯罪の温床になるかも分かりません。そういうことから開放をされているのがほとんどだと思います。

以前、駅北のトイレ、出入口は開放をされておりましたが、多目的トイレブースの中に浮浪者が寝泊まりをしていたという事例がありました。それは近所の人からの通報で、多目的トイレの中がいつも入っている状態でなかなか開かないということで、もし倒れてはおんさんやろうかというふうなことで、その状況を見に行ったら、浮浪者がここで寝泊まりしているんですね。屋根もあって水もあり、トイレもここで用を足せるというふうなことにもなりかねないと思うんですよね。だから、そういうところも気をつけながら、この図面でいけば、そういうのがちょっと不安になると思います。やっぱり出入口は私は開放すべきだと思います。

今、左下の絵を見ると、箱型になっております。これも密閉されたようなイメージを受けるわけですね。窓がないのではないかなとも思います。換気あたりもどうなっているかなと思いますが、ほかの屋外便所は出入口の扉がないため、換気は自然換気で十分行われているから問題ないんですけど、これでいけば強制換気でもせにゃいかんのかなというふうな感じもします。このイメージと平面図から判断して、もっともっと改良の余地があるんじゃないのかなというふうな気もいたしますが、この件についてどのように思われるか。私の提言です。いろいろ言っているわけじゃありません。提言でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

提言とおっしゃっていますけれども、御意見だというふうに思いますし、それはやはり議員が提言とおっしゃろうが何しようが、やはりこうやって議場の場でおっしゃっている御発言は意見だというふうに受け止めます。提言だから軽く受け取っていいよとおっしゃっているわけでもないでしょうからですね。ですから、そこは正式な提言ということでも結構ですけど、やはり我々としては真摯に受け止める必要があるというふうに思います。

それで、先ほどあったように、大幅にかどうかは別といたしまして、改善の余地があるかもしれないというふうに先ほどからの御質問を聞いて思いましたものですから、ぜひ常任委員会の中でもまた御意見いただいて、そうした意見も集約をさせていただいて、もし予算

承認いただければ、事業実施の前にはそうした御意見も取り入れた最終の計画でもって実行させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

もう一つの意見として、今回、改修工事の内容を見ておれば、トイレを男女入れ替える、あと便器の位置も変わっております。工事としては土間を壊して、配管を全てやり替えると、あと屋根もやり替えるということになっております。残るのは壁だけなんですね。壁だけであれば、わざわざこのタイプに頼らんでも2,000万円近くかけて工事をされるとなれば、この程度であれば新築もできるんじゃないかなというふうな気もします。

このトイレを男子便所、多目的便所、女子便所、これはユニットになっているんですね。一つ一つ単体を組み合わせてこのような形になっております。この絵を見る限り、なっていると思えます。安くできているんじゃないかなと思えます。ということが、2,000万円かければ新築というふうなことも視野に入れながら検討はできないものかなと思って、私の意見でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、提言でありますけれども、屋根のほうは撤去という形にしまして、壁につきましては現在のまま周りにガルバリウム鋼板を張りつけて囲うという形で考えておるところであります。

先ほどからいろいろ御提案いただいておりますので、これが先ほど町長が言いましたように、完成形ではございませんで、いろいろと防犯面とかも工夫する面もあると思えます。そしたら、そういった情報といいますか、いろいろと経験されていると思えますので、うちのほうにもいろいろなお知恵をいただければと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

事業主体は町でやるんですね。もっと自信を持ってやっていただきたいと思います。

これは検討するに当たって、これを改修した場合と、概算で2,000万円と出されていると思います。これをこのように改修した場合と、それと新たに造り変えた場合はどのようになるのか。あと、プランをどうすればどのような積み上げになるのかというの、略図ながら検討すべきではないかと思います。新築する案について、私は検討すべきだと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

再質問にお答えします。

そもそも設計の段階から、今のトイレについてこのまま利用といたしますか、中のほうを女性が使いやすいトイレ、これを優先的にして、周りにつきましてはそのまま利用して、設計に入っておりますので、寸法といたしますか、それについてはこのままだというふうに当初はしております。

新築の委託をしておりませんので、それは新築した場合は幾らかかるかというのは、ちょっと後だって、委員会になるかも分かりませんが、調査したいと思います。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

新築ではまだ設計段階じゃないから分からないようなことではありますが、設計されなくても、このくらいの規模で屋外トイレはたくさんあると思うんですね。その先進地を見て、トイレの構造、格好を見て、費用がどのくらいかかったというのを参考にしながら、それと比較検討してもいいのではないかなという提言でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員、よかったら、わざわざ提言とかおっしゃらなくても、議案審議の中での御発言でありますし、提言とおっしゃろうが、御意見とおっしゃろうが、当然我々は真摯に受け止めてお答えをするしかありませんから、あえて提言とおっしゃることがどういう意味がある

のかなというのが、ちょっとよく分からなくて、提言だからどういいのかというのがよく分からないので、あえて御提言とおっしゃる必要はないというふうに思います。

なかなか担当課も控え目で言わないからなんですけどね、私は何回一緒に行ったですかね。実は結構、県内外、トイレを一緒に見に行ったんですよ。ちょっと町長、よかトイレのあるけんがて、何の話やろうかという感じですけどね。ちょっとよかけん、一緒に見に行ってくれんですかといって、実はいろいろ見にも行きました。そういうことの中で、当然、場所的な制約もありますし、経済的な制約もありますけれども、そういうことの中で、さっき言いましたように、ここに書いているように、誰もが安全、安心して利用できるトイレを、せっかくこちら側には新しくコンテナショップもできるものですから、基盤整備課としてやりたいということでありました。

ただ、手前みそになってはいけませんし、我々が想定できていないような要素というものもあるだろうから、先ほどから御意見いただいたことについては、もう一度きちんとかちらのほうでも検証させていただいて、なるほどそうだなということについては、先ほどから申し上げているとおり、実施段階の前にきちんともう一度計画をしたいと、計画に加味をさせていただきたいということであります。

いろいろ事例もあるだろうから、見にぐらい行ってと言われて何も言わないと、行っていないように思うものだから、結構いろんなところに行ったんですよ。東にいいトイレがあると言われればはせ参じ、西に快適なトイレがあると聞けば我々もこっそり見に行き、それこそなかなか女性トイレまでは我々は入れないものですから、女性職員も一緒に来て、どがんやったねということで、直接我々が立ち入る以外のことは担当課のほうでやっていたので、それはぜひ御承知おきいただきたいなと思います。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

詳しいことは委員会でしっかり聞いていきたいと思いますので、基盤整備課長よろしくお願いたします。

終わります。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

すみません、先ほどの井上議員の既存のままの設計でというふうに言いましたけれども、この目的に書いてありますとおり、新型コロナウイルスの感染症の交付金でしておるものですから、中のものといえますか、トイレとかについて感染症対策の事業でしておりますので、今回は中のほうだけを重視したということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

また言わんばらんごとなったですけど、コロナ対策でこれをしよるけんが、無理して何か現存を改造しているような感じです。やっぱり何ととっても使いやすいトイレ、安全、安心なトイレが基本であると思いますね。財源は次にして、やっぱりその辺のところはもっと頭は柔軟性を持って、視野を広く持っていただいて対応していただきたいと思います。

あと、委員会でいろいろ聞きたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

担当常任委員会ではないので、言わせていただきたいと思います。

説明書の4ページ、新型コロナワクチンで、衛生費ですので、多分、産業常任委員会に行くんじゃないかなと思いますけれども、これで今回、8か月経過したからということでやっております。今、国のほうでは6か月という案が出ていますけれども、それに対してうちのほうは予定が3月の方は12月からという形で今予定を組んでありますので、その辺はそのままいかれると思いますけれども、ただワクチンの種類がファイザーからモデルナに替わるということで、ほかの自治体ではキャンセルをされる方がいるということですよね。その辺の不安定な要素に対しては何かどういうふうに思われているのか、1つお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

モデルナのワクチンが、今のままでいけば来年2月ぐらいから町のほうに配付をされるようになります。来年3月までですね。割合的にいけばファイザーが6割、モデルナが4割という状態になります。

当然、町内の方でモデルナを打たれている方もいらっしゃいます。国のほうとしては交差接種も可能になりましたので、ファイザーを2回打たれた方もモデルナを打つ方もいらっしゃるし、モデルナを2回打たれた方がファイザーを打つというのも可能です。8か月経過した方から、随時接種券のほうを郵送しておりますので、国のほうとしては希望制という言葉を使っています。個別接種で各医療機関でファイザーを打ちますか、モデルナを打ちますかということで聞かれると思いますので、ワクチンについてはファイザーの希望が多ければファイザーがなくなっていくというふうに思っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私が前、課長に聞いていたのはそこまで聞いていなかったと思うので、向こうの医療機関のほうで選択の伺いがあるということですね、今のですね。

○西原好文議長

答弁を求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

今、国のほうで交差接種が可能になるということで、集団接種もそうなんですけど、どちらかを選べるというふうになります。ただし、来年の2月まではファイザーが先行するというところでございます。

以上であります。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。その辺は町民の方に、ちょっと私が不安のところもあるということを行いましたので、その辺はぜひ分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、すみません。

関連でお聞きしますけれども、コロナの関係で10万円の給付がなるようになります。うちのほうは早速今月5万円の発送をするということになっていると思うんですけど、昨日の岸田総理の話では10万円現金で出してもいいということで発言がありました。来年、うちの残りの5万円に関して町長はどういうふうに——考えがあればお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、一般質問で健康福祉課長の答弁の出番がなくて、課長もちょっとうずうずしていました。なので、議案審議で御質問いただいてよかったなというふうに思いますけど、せっかくというか、一般質問の機会はないので、その間にとりかね、やはりやるべきことはやっとかんばいかんねということを経済福祉課長とは話しました。

というのは何かというと、今、御質問いただいた2点なんですよね。1つはやはりワクチンの件、きょう今回の議会でも冒頭申し上げたように、本当にコロナ対応の中で、今までのような国頼みとか、やっぱり国頼りということでは、なかなか我々町民の皆さんの安全確保とか、円滑な対策というのは取れないなということをつくづく思います。というのが今回見ても明らかですよね。8か月と言っていたのが6か月となったのが、今度また8か月でもいいとか、最近では、ここ二、三日は海外では3か月たったら打っているぞとかいうふうな話になって、また6か月でもいいような話になって、しかも8か月とか言ったり、6か月と言ったりしている裏には、何かワクチンの確保との関係があるんじゃないかとかいうような話が言われていたりとか、今回もファイザーとモデルナは選択できますよと、何かいかにもAコース、Bコース、どっちでもいいですよみたいに聞こえますけど、恐らく5歳から11歳の子供たちにファイザー社製の接種をせんばいかんごとになって、ファイザーそのものが足らなくなったから、何かいかにも選べる的な言い方をしているのかなとか、本当に猫の目といってもいいぐらいの毎日の状況の変化があります。

そういう中で、我々としてはやっぱりこうやるべしというふうに、しっかり見定めて機を逸することなくやっとかんばいかんと思いますし、ただ一方で状況の変化は、機を見るに敏、改むるにはばかることなかれという言葉がありますとおり、やはり軌道修正をしながら進行管理をしていっとかんばいかんというふうに思っています。

ワクチンは、今のところ8か月经過する前の月までにお手元に届いて、1回目と2回目と

同じように個別接種で実施をさせていただくということで、町内の医療機関にも御協力いただけるようになってはいますが、先ほどあったように、やっぱりファイザーがいいとか何かそういう御意向もあったりするというふうなことも聞きますし、もし6か月に前倒しするというのであれば、いつでもできるような体制を取つとかんといかんなど。今は8か月経過する前に発送する準備をしていますけど、やっぱり6か月でいこうと、場合によっては今の国際的な状況を見れば3か月でいくといったときに、じゃ、すぐ3か月に切り替えようということが出来る体制を取つとかんばいかんよということを今、指示をしています。

それともう一つが、今回の経済対策の10万円ですよ。これも最初5万円は現金、5万円はクーポンというふうに聞いておりましたし、もちろんそれが前提で我々もここまで準備を進めてきました。そういう中で冒頭申し上げたとおり、せっかくお送りするなら、年内物入りのときにお手元に届くようにということで、少なくとも5万円は17日に振り込むことで今手続を取っておりますし、報道機関で言われていたように、結果的に県内最速ということになりました。

ただ、また残りの5万円が、最初は年明けからクーポンでというような話があったのが、何か国は事務費が高いことの批判を受けて、この際、現金でもいいと。しかも何だったら年内に10万円まとめてでもいいと、これもまた猫の目も猫の目、やっぱりさつき井上議員が言われたように、自信持ってこうだということをやらんばいかんと思うんですけども、あまりにも柔軟過ぎて、こういう指摘があればこう変えと、今日の新聞にも、その辺に振り回されていると書いてありましたね。翻弄されていると。まさに翻弄されている状況であります。

正直言うと、町としてはクーポンでやらせてもらったほうが、江北町にはビッキー商品券があるもんですから、やはり1,800人、5万円分、ビッキー商品券でお配りさせていただくことで——ビッキー商品券はもちろん大型店を含みます。それでも町内の中で使っていただくということでは、町の経済活性化にはつながるなというふうに思っているんですが、やはりもらう側からすると現金がいいということだと思っておりますよ。国のほうがそこは、いやクーポンでとはっきり言ってくれば、我々も付き合っというか、では国の方針どおり、うちも言えるんですけど、国が、いや現金でもいいよと言われて出すと、我々が何を寄る辺に頑張るのかという話になるもんですからね、やはりそこはよく見極めてやらないと、せっかくこうやってやっていることが、クーポンで配ったけんが使われんと言われても困るわけ

ですね。

もう一つ、健康福祉課長に今指示をしているのが、クーポンでやった場合、それとさらに5万円を追加して現金で給付をした場合のシミュレーションをちょっとしてくれと、いつ決めればいつそれができるかと。その情報を持った上で、今の状況も見極めて、やはりどこかでゴーサインを押さんばらんなどという、この2つをせっかく一般質問の答弁がないんだったら、その間にしっかりそういう準備をして、議会が終わればすぐにでもその判断ができて、場合によっては議会前にでもそういう判断をせんばいかんので、その準備をするようにというふうに言っています。

ですから、もうちょっとここは状況を見極めさせていただきたいと思いますが、一つだけ言えるのは、江北町は17日、早くした結果、あとの5万円は結果的にはほかのところよりも遅くなったのというふうには言われたいようにはせんばいかんというふうには思っていますから、せっかく5万円も早く給付できたわけですから、残りの5万円もどういうやり方は別として、やると決めればほかのところより先んじてという意気込みはありませんけど、もちろん遅れを取ることなく、なるべく早くお手元に届くような取り扱いをするというのがコンセプトでありますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第50号

○西原好文議長

日程第8．議案第50号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第51号

○西原好文議長

日程第9. 議案第51号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第51号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第52号

○西原好文議長

日程第10. 議案第52号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第53号

○西原好文議長

日程第11. 議案第53号 令和3年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開14時30分。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件について報告いたします。

令和3年12月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第44号 議案第45号 議案第48号

議案第49号 歳入全部 歳出のうち

- 款 2 総務費のうち総務政策課所管及び町民生活課所管
- 款 3 民生費のうち町民生活課所管及びこども教育課所管
- 款 4 衛生費のうち町民生活課所管
- 款 9 消防費 款10 教育費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第46号 議案第47号

議案第49号 歳出のうち

- 款 2 総務費のうち基盤整備課所管
- 款 3 民生費のうち健康福祉課所管
- 款 4 衛生費のうち健康福祉課及び基盤整備課所管
- 款 6 農林水産業費 款 8 土木費

議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時32分 散会